

石炭鑛業 互助會報

第六十卷 · 十月號

民國十六年十月二十五日印刷本 每份一圓二角八日發行



石炭鑛業互助會發行

三井銀行

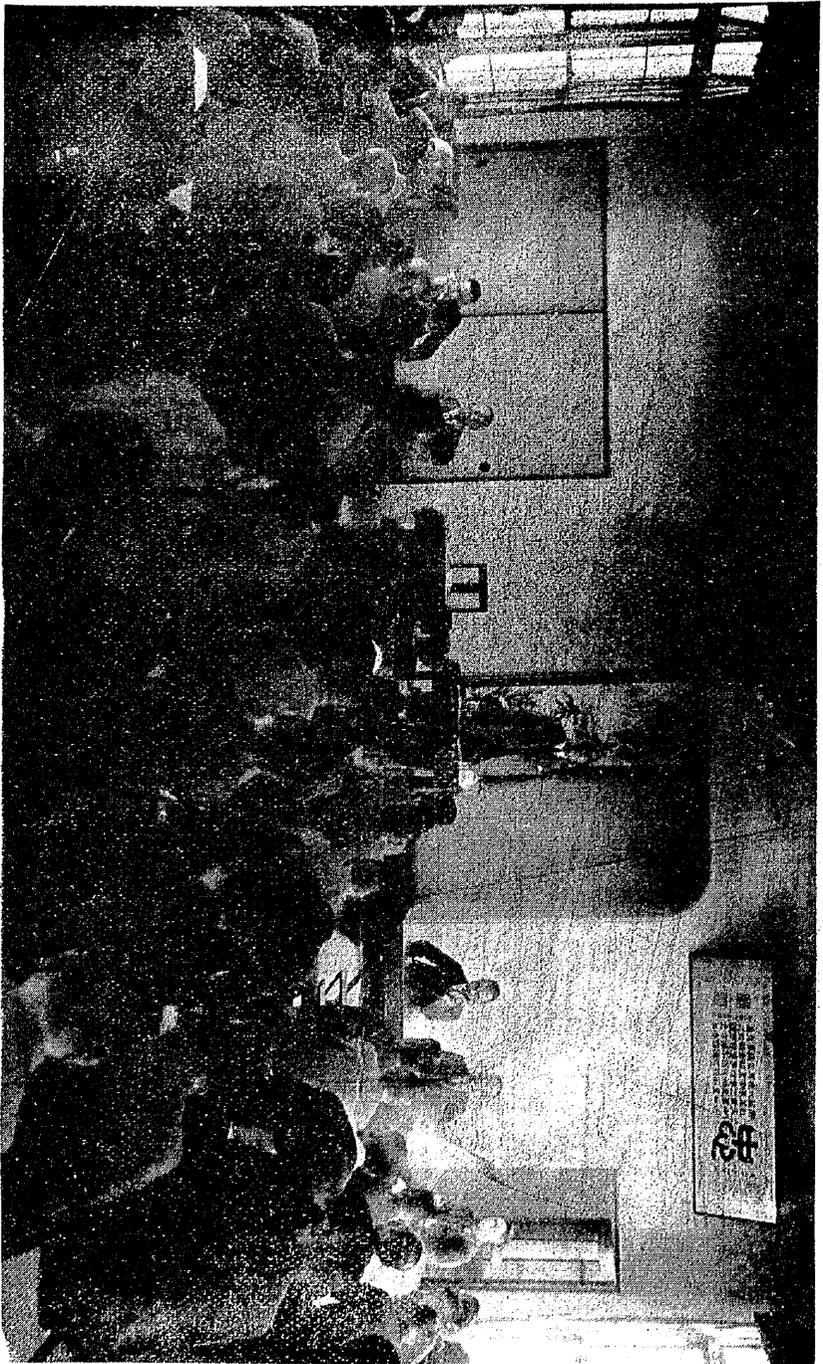
若松市本町五丁目

若松支店

電話自三八〇至三八二

振替 福岡二四五〇

番号 下關二八四二



◇……去る十月八日後藤寺町公會堂に於ける總會に代るべき田川部會會場、起てるは武内事務取組役……◇

三井銀行

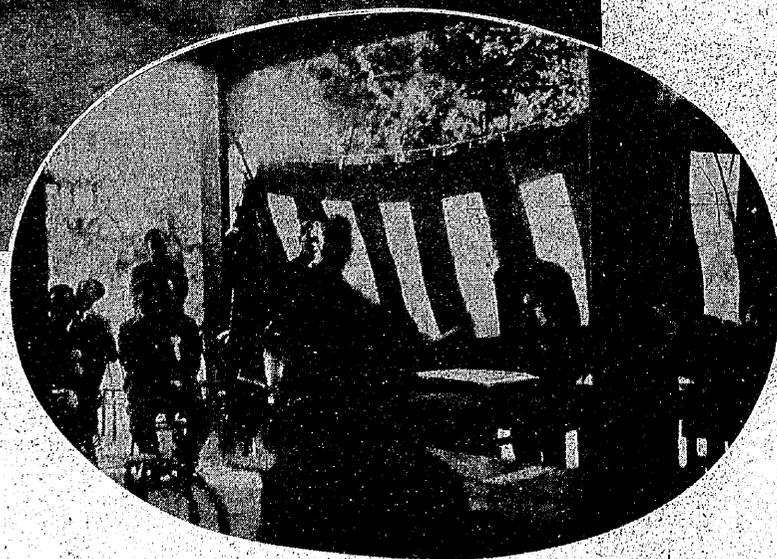
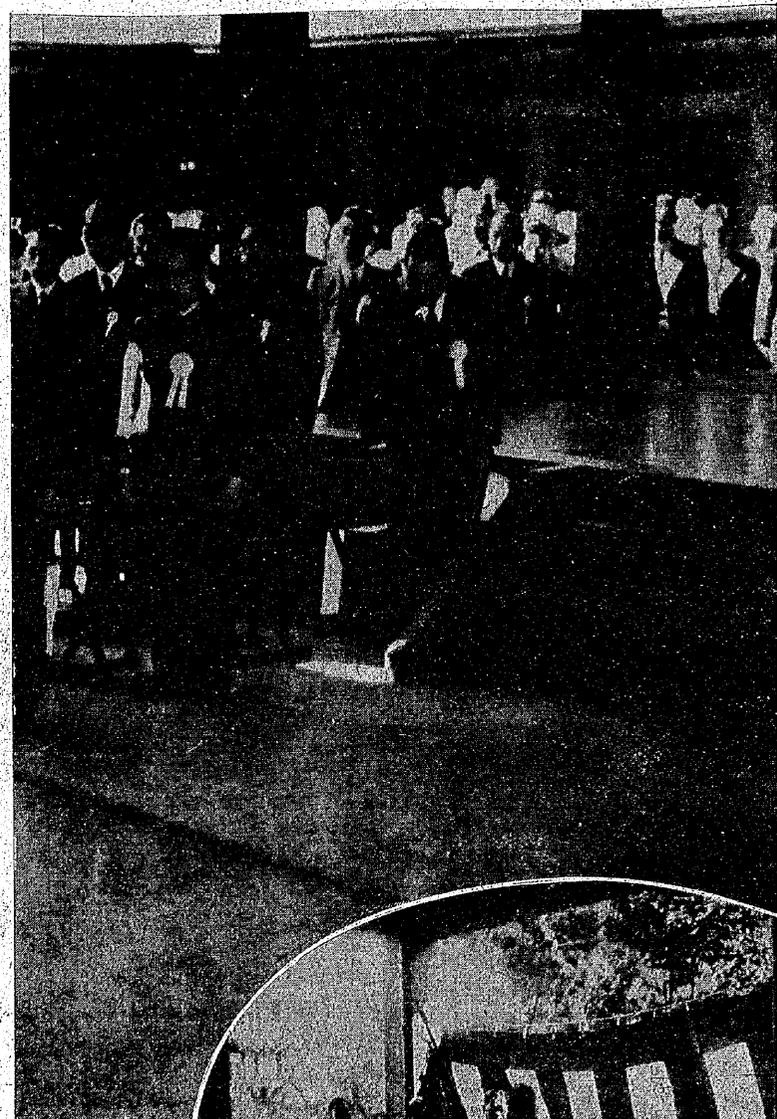
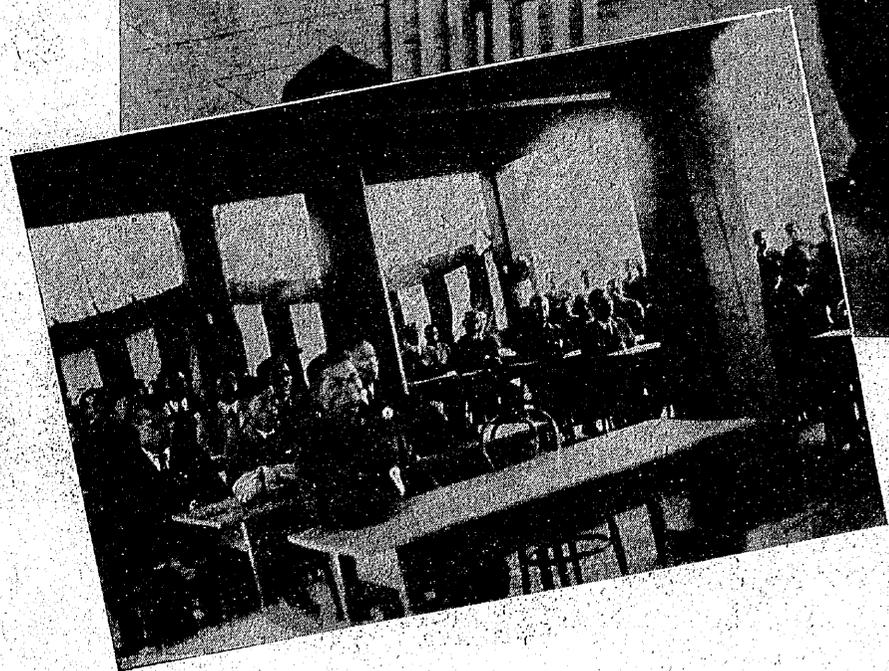
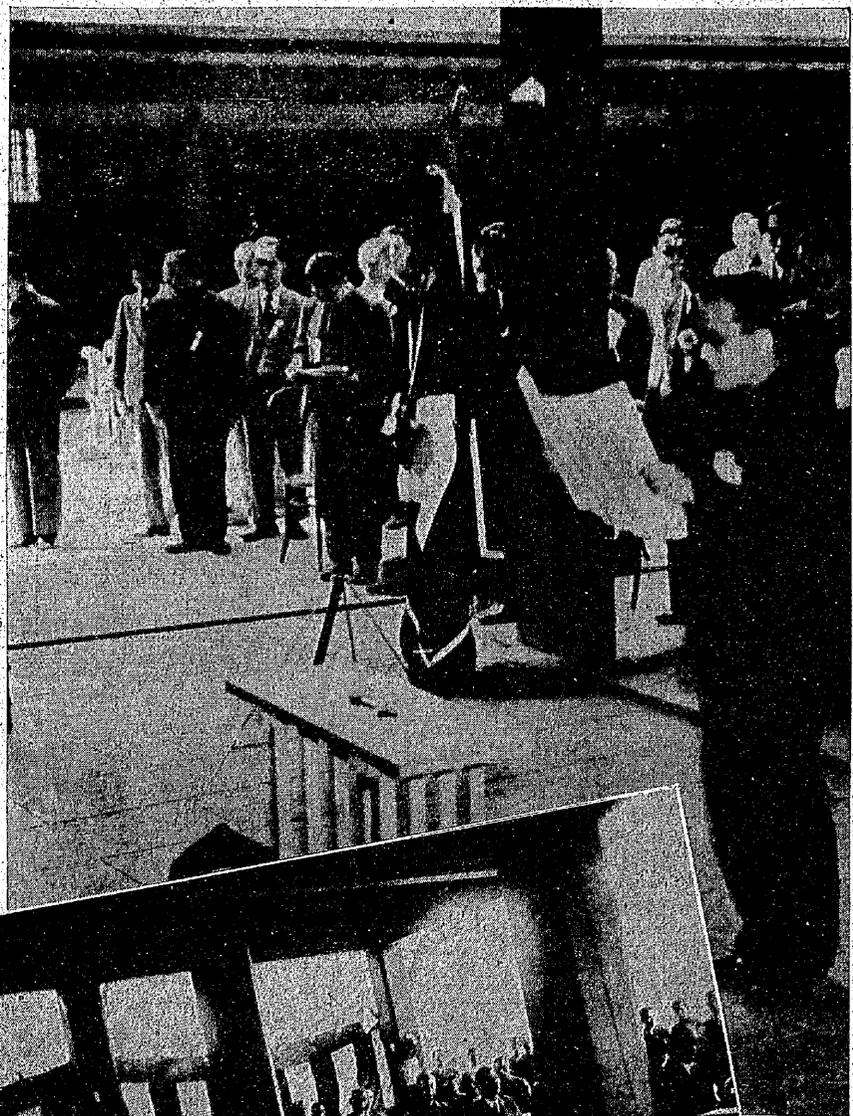
岩松市本町五丁目

若松支店

電話三八五三
振替福岡二四五〇
番号下関二八四二



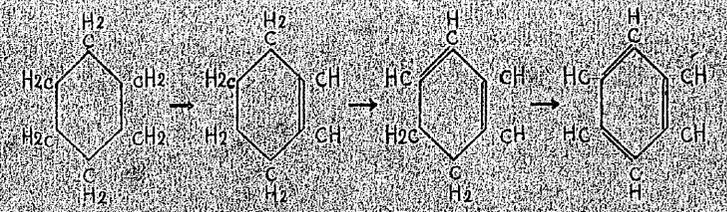
◇……去る十月八日後藤寺町公會堂に於ける總會に代るべき田川部會會場、起てるは武内事務取締役……◇



【寫眞説明】上↑十月十日官幣大社宮崎八幡宮の鑛業報國祈願祭式典に於ける岡田鑛業局長の宣誓↓下右↑同皆勤層優良鑛山表彰式場に於て中村鑛業局長より興梠日産遠賀鑛業所長へ表彰状授與↓下左↑同上式場

石炭業
互助會報

第六卷・第十號

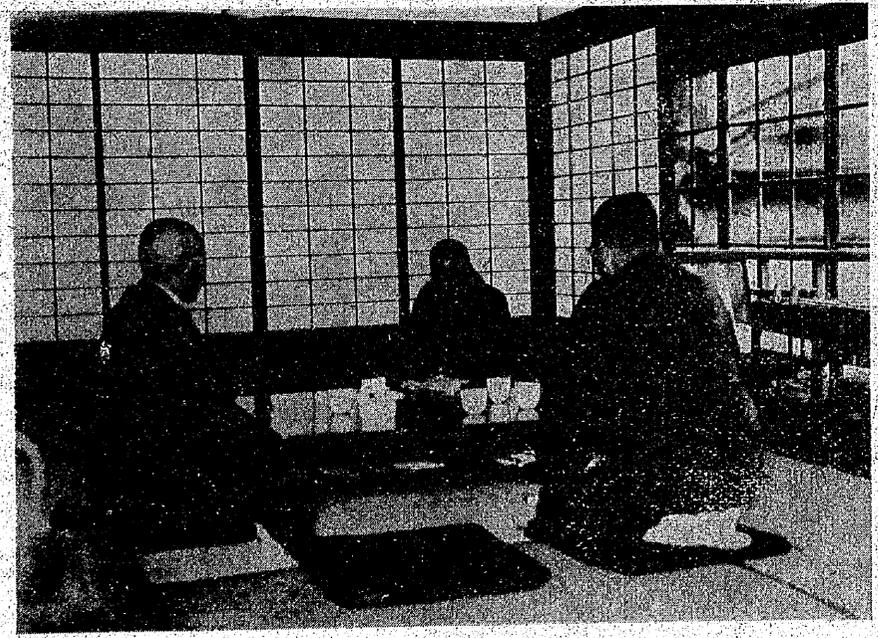


石炭業互助會

明月清風一生家

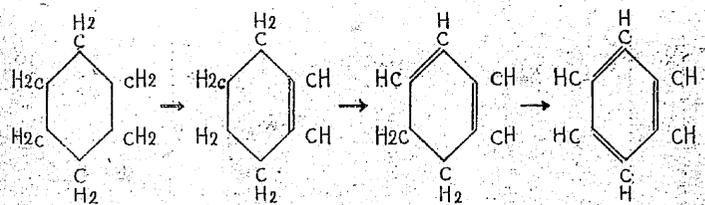


◇……大分縣湯ノ平温泉に病氣靜養中であつた前日石副社長古田慶三氏を見舞ひのため本社重役代表末吉取締役は去る十月十九日風戸總務、山下經理部長らを携同し訪問、懇ろに慰問の辭を述べた、寫眞は下湯ノ平温泉旅館に於て記念撮影—正面古田氏、左側末吉取締役、右山下經理部長、その横風戸總務—上…古田氏が特に互助會報の爲め揮毫せられたもの……◇



業 鑛 炭 石
報 會 助 互

號 十 第 ・ 卷 六 第



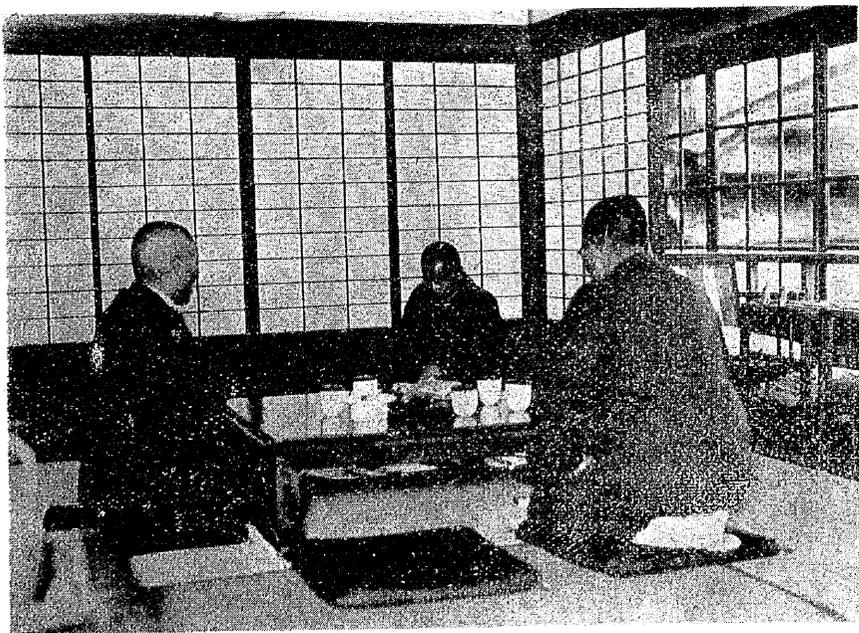
會 助 互 業 鑛 炭 石

家 一 生 風 清 月 明

★ ★ ★ ★ ★

◇……大分縣湯ノ平温泉に病氣靜養中であつた前日石副社長古田慶三氏を見舞ひのため本社重役代表末吉取締役は去る十月十九日風戸總務、山下經理部長らを携同し訪問、懇ろに慰問の辭を述べた、寫眞は下湯ノ平温泉旅館に於て記念撮影—正面古田氏、左側末吉取締役、右山下經理部長、その横風戸總務—上…古田氏が特に互助會報の爲め揮毫せられたもの……◇

✻ ✻ ✻ ✻ ✻



石炭鑛業互助會報十月號目次

(昭和十六年十月)

◇論 說

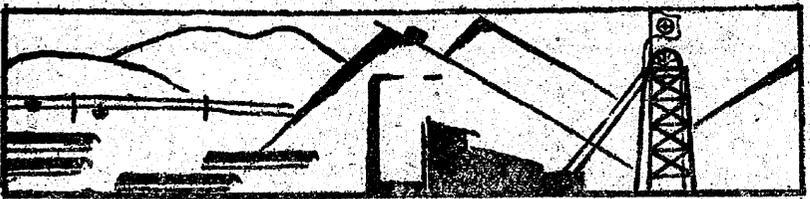
- 時局に即應する互助會の指針……………石炭鑛業互助會專務理事 武内禮藏……………(一)
- 統制會設立後の互助會石炭會社……………互助會石炭株式會社 取締役支配人 八代好三……………(八)

◇特別寄稿

- 若松驛開設五十周年記念日を迎へて……………若松驛長 田中榮治……………(一一)

◇参 考

- 石炭統制會設立近し(促進申合せ、要綱決定、會長詮衡委員)……………(一二)
- 昭和十六年度石炭價格決定(日炭參與會、價格形成委員會)……………(一六)
- 鑛業報國祭……………(二〇)
- 石炭配給取締規則改正……………(二二)
- 石炭博物館……………(二三)



◇炭 坑 訪 問 (其の四)

- 日吉炭坑……………清風生……………(二五)

◇法 令

- 石炭配給調整規則改正……………(二七)
- 勞務委員會官制……………(三一)
- 統制團體登記取扱手續……………(三四)
- 賃金統制法施行規則中改正……………(三五)
- 國民職業能力申告令中改正……………(三六)

◇本 會 記 事

- 互助會緊急協議會その他……………(四一)

◇炭 界 日 誌

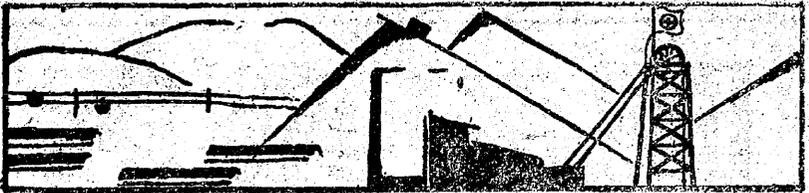
- ……………(四三)

◇石炭採掘權設定並ニ移轉

- ……………(四五)

◇編 輯 後 記

- ……………(四八)



鑛業報國

行けよ鑛山銃後の線

鑛業へ我も興亞の戦士



福岡地方鑛業報國聯合會

論説

時局に即應する互助會の指針

— 武内本社専務取締役講演要旨 —



飯塚市東町公會堂
に於ける武内専務取締役

近く設立を見る石炭統制會の誕生に伴うてわが石炭鑛業互助會並に互助會石炭株式會社は國策線に沿うて解組を余儀なくせしめられ一路生擲の國家要請に邁進する事となつてゐるが、わが國産業經濟の劃期的變革に當り會及會社は如何に對處せねばならぬか、この超非常時下に處する業者の心構へ如何等々重要問題は山積し剩え一面北九州地區統制組合の設立準備委員會に於て一切のお膳立は整うてゐる。この間に處し山本社長は勿論武内専務取締役は東西奔走、商

工省、日炭本社或は福鑛局と寧日なく樽俎接衝を遂げつゝあるが、まづ統制會のアウトラインを業者に知悉せしめ、もつて國策協力の實を擧ぐ可く總會並に重役會に代はる可き部會を十月六日午後一時より福岡商工會議所に開催したるを皮切

りに、翌七日午前十時より直方市鑛業俱樂部、午後二時より飯塚市東町公會堂、八日午後二時より後藤寺町公會堂に於て夫々開催し

- (一) 石炭統制會設立に關する經過の概要
- (二) 斤先業者に對する今後の取扱ひに關する件
- (三) 統制會事務開始予定と互助會石炭株式會社事務取扱期間に關する件
- (四) 統制會設立に伴ふ互助會並に互助會石炭今後の方針に關する件
- (五) 今後に於ける指定會社直賣問題
- (六) 互助會炭販賣統制組合の件
- (七) 揚地市場に於ける仲買業者統制會社の共同仕入及代行仕入の件
- (八) 其他重要事項

につき八代本社支配人と共に演述し、各地とも業者にとりては死活の重大問題を附議されたので眞摯な質疑應答が繰り展げられ息詰まるやうな場面を描いた。

なほ各地部會には風戸總務ほか各部長ら列席した。本文はその席上武内事務取締役及八代支配人が演述されたものを録したものである。

(六・一九記 文責在記者)



飯塚市東町公會堂
に於ける八代支配人

本日は重役初め會員全部御多用中に不拘御出席下さいまして厚く御禮申し上げます。御承知の通り炭界の情勢は時局の緊迫化からこれに即應すべく次ぎ／＼と變革を見つゝありますので實は總會を開いた上御報告申上げ質疑應答を重ね度い所存でありましたが、二百余坑の多數の會員に上りますと席上十二分の質疑が出来ませず不徹底の憾みがありますので總會に代へまして福岡、直方、飯塚、後藤寺の各部會を開いた次第であります。

皆さんは予て新聞紙上で御承知の事と思ひますが、去る八月卅日附で國家總動員法第十八條に基き重要産業團體令が公布されました。近くわれ／＼が携はつてゐる石炭業に就きましても石炭統制會の設立を見るの運びとなつてをります。統制會が出来ますと生産販賣配給の各部門に亘り直接間接新機構の下多岐多様と相成ります。申す迄もなく最近世界情勢の危局から國內情勢の臨戦下整備に伴ふて各種産業の相貌は一變して參りました。産業就中重要産業たる石炭鑛業が埒外に置かれる筈がなく眞ツ先に統制會が設立されるものと思ひます。

御承知の如く從來配給の方面には日本石炭が創立されまして配給の任に當つてをりました。私共互助會は配給會社が出来ます當時は生産あつての配給ではないか、まづ生産を單位として配給するのが順序ではないかと生産配給の一元化を當時大いに主張致しましたけれども結局日本石炭といふ配給會社が先きに出来てしまつたのであります。生産に關する業務と致しましては單に生産費調べを行ふに過ぎなかつたのであります。今日になりまして石炭統制會が出来ますのも「生産なくして配給は出来ない」といふかつて互助會が叫んだあの原則にヤツト當局が自覺めまして茲に石炭統制會を設立することになつたのであります。

過去における互助會は常に業界をリードし政府に對しても突き進んだ獻策進言も、又なし度い事は爲して參つたのであります。統制會に就いては一言もいはなかつたのは洵に遺憾でもあり幹部も苦心した次第であります。御承知の様に九

月十二日福岡で統制組合設立準備委員會が開かれましたが、この會合は何等法的根據がなく非公式のもので種々打合せ致しましたが當局から秘密に附するやうにとの事でけふまで皆さんに對し一言も御報告申上げるまでに至つてゐなかつたのであります。其後東上し商工省當局並に十月六日福岡鑛山監督局に参り「重要産業團體令は既に公布され業種別指定の閣令が公布されないといへ石炭鑛業が國家重要産業として指定される事は當然である、統制會の外貌並に統制會が設立されるれば販賣、配給はどうなるか、これらを業者に周知せしめ心構えを作つて置く事は必要ではないか」と交渉致しました所、當局でも「どうか話して呉れ」との事でありましたので今日初めて皆さんへ大體を御報告申上ぐる次第であります。つまり統制會の設立によつて幾多組織の變革を余儀なくされ新機構の下いろ／＼の問題が現はれます。

まづ統制會參加の資格者ですが年間三十萬噸以上の鑛業權者は單獨で中央の統制會に加入する。これ以下の鑛業權者は地區別即ち鑛山監督局管内に區分し統制組合を組織し一單位を形成する。わが福岡縣は出炭も鑛業權者も多いのでこれを三區域に分ける、山口、北九州、西九州の三組合を組織する事に決定してゐます。北九州統制組合は福岡縣を單位としわが互助會を中心に「西聯」「筑探」が一組合を組織する。福岡縣を除く九州各縣は同様に西九州統制組合を又山口を一圓とする山口統制組合を組織するといふのです。組合員の資格は鑛業權者に限られてゐます、共同の鑛業權者の場合は其の代表者です、其所で北九州統制組合の資格者は百六十一名（鑛業權者）このほか先業者が二百卅三名であります、現在の互助會より百七十坑ばかり殖える勘定となります。愈よ地區統制組合が出来ますと従來互助會の中心會員であつた日産、東邦は統制會に單獨會員として加入され、また會員で佐賀、長崎縣下でも六十坑ばかりがともに西九州統制組合に入られるので長い間手を携えて來た會員とお別れせねばならなくなります。お互ひ傳統の互助精神によつて一致團結して參つた互助會そのものは解散を余儀なくせしめられるやうに相成るものと思ひます。

重要産業團體令は出たが肝心の各種業種別指定の閣令が発令を見ず遅延してゐるのは業種別指定の銓衡や各省間の所轄歸屬等に暇どつてゐるのではないかと思はれます、實は九月廿五日商工省幹部と打合せましたが假りに十月一日（既に過ぎてはゐますが）閣令が出ますと同日に組合員中央、地方共の資格決定、設立委員の任命、會長銓衡委員の任命があり、發令の日から三日目に地方（統制組合）中央（統制會）の設立委員會（中央、地方とも）創立總會の通知があり、發令後十五、六日のうちに地區組合の創立總會が開かれる、これが済んで二日後中央統制會の創立總會が開かれるが、この總會には鑛山監督局長が列席し地區代表統制組合理事長を即日決定する。この手筈順序は閣令の發令が遅れば遅れるだけ順次繰り下げられるものと承知してゐます。また統制會の費用は賦課金を徴することゝなつてゐます、中央の統制會は廿四社の四千八百萬噸で五錢の賦課金つまり二百四十萬圓の收入であります。地方統制組合も五錢ですが殊に北九州は炭坑の數は今迄よりも百七十余り増えますが出炭量は日産、東邦の離脱によりまして從來の七百五十萬噸が四百萬噸に減るから収入も少くなります、なほ地區組合では五厘を本部に納め一錢を本部から補助する差引五厘本部から貰ふといふ事となります。それから互助會では入會しても出炭しなければ出炭するまで會費は徴収しなかつたが統制組合では出炭しない炭坑も出炭するまで最低額年額卅圓徴収することになつてゐます。

扱て統制會が設立された場合斤先業者はどう取扱はれるかといふことは頗る重大問題で筑豊地方において年間百三十萬噸の出炭を見てをり互助會關係だけでも約八十萬噸に及んでゐます。統制會員の資格が鑛業權者と限定され、共同鑛業權者の場合は其の代表者といふことになつてをり斤先業者は事實生産事業に携はつてゐるが鑛業權者でない、つまり法的根據がないので除外される。しかし統制會が生れるのも重要産業團體令第四條にウタはれてゐるやうに「國家經濟の總力を最も有効に發揮せしむるため云々」とある如く生産擴充を第一義とする根本の建前から設けられることは申すまでもない

殊に産業の原動力たる石炭の需要は事變勃發前においてさへ逐年四百萬噸の増加を示し事變後は軍需工業方面の需要増加も加はり莫大な額に上ることは想像に難くない。需給の調節から見まして現在石炭があり余つてゐると思はれません。また斤先業者の炭が必ずしも粗悪炭とは限らない。のに不拘法的根據のないのを理由に組合員になる資格を認めぬといふのは由々しい重大問題であります。延いては石炭の販賣も出来なくなり融資は杜絶する。結局立ち行かなくなるのです。このことについては過日福岡で開かれた設立準備委員会でも、津田石炭部長も歸京して研究するといつて「保留」された問題でしたが、先日東上しまして九月廿五日商工省、日本石炭幹部と打合せました結果二ヶ年間猶餘することに決定致しました。二ヶ年間の猶餘の期日の發足は多分統制會設立の日から起算されるものと思ひます。

此の猶餘期間中どうするか、同じ斤先業者でもそれ／＼の條件が違ひ同一の取扱ひは出来ませぬが先づ鑛區を持つてをり乍ら實際の仕事をしてゐないものから順次整理する、つまり鑛區を斤先業者へ譲渡し整理統合する。一つの鑛區を幾つに分割するにも一鑛區五萬坪との鑛業法に限定があるが目的は斤先業者に獨立した鑛業權を附與する。共同してやつてゐる者は一人が鑛業權者となつて仕事は共同でやつて行くといふ風に實體に即した方法が講ぜられる……といふのが政府の肚らしい。とにかく時局下重要産業たる石炭を限られたる資材、勞力で創意改善して一貫した指導の下で有利に増産しようといふのが主旨で徒らに業者を混亂に陥し入れ相剋摩擦を生ずるが如きは折角の統制會設立の主旨を没却するもので業者は宜しく不安なく仕事に精勵せられん事を切望致します。

次に統制會の事務開始と現在指定會社との關係は議題第四項の統制會設立に伴ふ互助會並に互助會石炭會社此後の方針と關連してをり重大問題であり恐らく皆さんも聽かんとされる最大關心事と存じます。生産部門に屬する石炭鑛業互助會は統制會の設立によつて解散されるに至るでありませうが配給部門を掌る會社の方は現在のまゝ年内繼續することゝな

りました。將來はどうなるかと申しますと大体方針と致しまして限定されました地區のメンバーの者のみの炭を取扱ふ生産と配給と一貫した方針に漸次移行されるものと思ひます。その間相當の期間を要しますが前に述べましたやうに互助會石炭會社の事務は本年内は現在のまゝであります。既存の會及會社の善後措置は頗る重大問題でありますので重役會に御一任を願ひ、重役中から三名の委員が當局の御相談相手としていろいろ整理案を練り議を進めつゝある次第であります、何れ成案を得ましたら皆さんへ御報告申し度い所存であります。

これは議案外であります。最後に附け加へ御報告申上げて置き度いのは九月廿五日日本石炭の參與會で附議されました澤山の議題のうち特に三つの重大事項であります。第一は十六年度下期の石炭買取價格の決定の件であります。既に本年度は年度甫めに於きまして總額一億一千十萬圓と豫算が決定してをりますので年度央ばといつても買取價格のトータルにおいては何等前期と變らない。これまで買取り値段の立て方は百カロリーごとと等級が定められておりましたが今回三百乃至四百カロリーと幅を廣くし等級の廿三種を九種に少なくし等級が整理されました。例へば六千カロリーの炭と六千三百カロリー未滿の炭も同一の炭價になつた譯で鑛山にとつては多少の影響はあるだらうと思ひますが、これは前もつて通知がありましたので各炭坑とも摩擦の起らないやうに適宜やつて貰ふやう事前に通知して置きましたから余り大した影響はなく政府の支出總額に於いて變りがない關係上自然皆さんの手取りは前期同様と存じます。

次ぎは石炭の買取り標準値段のことです。昨午までは新たに炭を見る石炭の買取り値段は原則として買取標準價格によるといふ不合理のものでありますが此後は新たに炭を見る石炭はその生産費に實情其他を參酌して決定するといふ妥當且つ合理的のものとなりました。

次いで生産費調べ附出しの件であります。例へば甲の鑛山がこれまで生産費に廿圓を要してゐたものが新たに五十萬圓

を投資して一面技術の改善、能率の増進を圖つた結果によつて本年は生産コストに於て十九圓に低減することを得たとす
る、この場合の生産費の低減はつまり資金の投資と一面創意と工夫を凝らした努力による能率の現はれで、この點は當局
に於て認め低減を來した生産費の十九圓を對象とせず前年の実績つまり高い時の生産費廿圓を基準となすこととなりまし
た。ために生産費調への附け出しの際は生産費が安くなつた理由即ち投資によりてかくくの施設をなした結果が斯様で
あるまた技術の向上改善の結果この様な影響があつた等々詳細に正確に記入して頂くやう充分の御留意をお願いし度い。

統制會設立後の互助會石炭會社

— 八代本社支配人講演要旨 —

今後に於ける指定會社直賣問題

既に皆さん御承知の通り互助會では鐵道省、日發、日陶聯等に對し自ら直賣をやつてをりましてその爲一ヶ月に三百萬
圓から四百萬圓の金融を行つてゐるのであります、ところが御承知の通り今度日産化學、東邦炭礦と肥前方面の炭坑が離
脱しますから從來年百三十萬圓から百五十萬圓あつた取扱炭が六十萬圓に減る結果、販賣手数料も減少し金融も難しくな
るので到底直賣はやつて行けない、そこで専務が上京された時もう直賣はやめたいと云ふことを話されたのですが、政府
では指定會社が直賣をやめるのはいけない是非やつてくれ、こう云ふ意向であつてどうしても直賣廢止を承知しません、
皆さん達の中には互助會が直賣をつづけてくれと言ふ方とやめてくれと言ふ方とありますが、何れにしても政府がつづけ

てやれと云ふ意向でありますからどうぞ従前通り御協力を願ひます。こゝで一寸申上げておきますが鐵道省直賣は例へ互
助會が直賣をやめて指定販賣者がやるやうなことがあつても日炭は販賣經費を認めません、指定會社が直賣をする限り五
十錢くれるのであります、どちらにしてもつまり炭坑のふところ勘定はかばりませんから御承知願ひたいと思ひます。

互助會炭販賣統制組合の件

これについては相當のデマが飛んで居りますが我々としては生産者・指定販賣者双方に取つて利益になる最良の方法で
あると信じて居ります、どうぞ御不審の點に就ては一つ腹臍なく御質問を願ひたいと思ひます。

大体この問題は政府並に日本石炭當局が命令をすることになつてゐて、絶対にこれでやれ、やらない時はこちらで何等か
の統制團體をつくらせてやらせると言つてゐるのであります。何か我々の説明が足らなかつたせいから反對運動も起つたや
うであります、これに對し日本石炭としては「互助會炭販賣統制組合を今後益々強化して統制させることは政府並に
日本石炭の意向である、反對があれば斷乎これを排撃してやれ、他の組合もこの方針でやらせる方針である」と言つて極
めて明白に強硬意嚮を表明してゐるのであります。

非難の一つは組合を何故作つたか先走りしたのではないかと云ふのであります。
これは前にも言つた通り日本石炭の強硬な方針であつて日本石炭内部では相當具体化してゐたのです、十六年上期には
是非ともやれ出来なければ十六年下期には如何なる犠牲を拂つてもやると言ふ意嚮を十六年上期早々表明してをります。
御承知の通り西部石炭は一炭坑、一店主義です、互助會は會員の推薦された指定販賣店全部を容れた、その數は二百に近
いそれでは一炭坑一店主義を取れば五店あるところは四店は葬むられてしまふわけになる、従つてこれは指定販賣者を生
かす方法ではない、全部を生かして行きたいと言ふ方針の下に事務の繁雜を肩してやつて來たのであります。

この方法によれば指定販賣者と生産者と関係は従前通りでありますし、これ程双方に都合のいい方法はないと確信して居ります、互助會も段々追ひつめられた爲この防禦陣地に立籠つてゐるのであります。

非難の一つはやり方に無理があつたではないかと言ふのであります、しかし實は七月四日準備總會をやりまして八月八日創立總會をやりました、その間一ヶ月寝かしておきましたからこの問題に對し反對があればその間にならねばならなかつたのであります、決してやり方に無理があつたと言ふやうなことはありません。

たゞし組合員は種當り八錢(半年間は創立費用の償還一錢増し)の賦課金を納めることになつてゐまして七十錢の販賣經費の中、六十二錢だけお拂ひ致すのですが、そのかはり従來指定販賣者が十五種以上の老大な書類が必要であつたのが組合員は僅か二枚のメモみたいなものを出して戴くだけですべて組合で書類を作成致します。それに今度の命令炭のやうな場合組合自ら仕事をするやうになるとその得た収入はすべて取扱ひ數量に按分して拂戻すことになつてゐますので組合員は何もしないで其の利益の分配を受けることになつてゐるのであります。

揚地市場に於ける仲買業者統制會社の共同仕入及び代行仕入の件

これはながく重要な問題です、なかにはまだお氣付になつてゐないかも知れません、今後これが完全に實行されるとなる仲買業者が生産者に金を出さないやうになつてくると思ひます、これに代るべきものは前項の互助會炭販賣統制組合であります、炭坑の金融については今後組合が相當重大な役割りを演ずることになるのではないかと思ふのであります、全くこの共同仕入及代行仕入の問題は劃期的の意味を持つてゐるのであります、東京では更に一步を進めて共同販賣にまで發展する模様であります。

大阪では大手筋のものは代行者を選定し互助會や西部は統制會社が共同仕入を行ふことになつてゐてほゞ決定してゐま

す、そうなるやうに當然起つてくるのは共同仕入、共同販賣の結果として仲買業者が炭坑に金を融通する必要がなくなつてくる、これをどうするかと言ふ問題です。今のところは本當の共同仕入ではなくトネルに過ぎませんが、恐らく近い將來に名實共に共同仕入を行はねばならぬことになり、我々が幾ら反對しても困難です、少くとも仲買に對する金融は將來あんまり期待されてはいかんだらうと思つて居ります。

結局日本石炭若くは指定會社の金融に肩替りをさせてやると言つて居ります、けれども金額が僅かです。到底現在仲買業者から得つゝあるやうな金融は望まれぬと思ひます。どうかこの様な体勢にあることを御承知になつて豫め對策を講じておられますよう御願ひ致します。

明朗健全―鑛山建設に關する 「論文」懸賞募集

論文募集規程

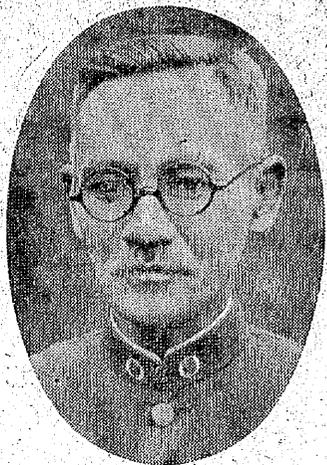
- 1 論文の題目
- 2 我が鑛山ニ於ケル移動及缺勤ノ原因トシテ對策
- 3 半島人ニ對スル勞務管理對策
- 4 我が鑛山ニ於ケル安全委員會ノ組織及活動狀況トシテ強化策
- 5 勞務者ニ對スル指導方策
- 6 我が鑛山ノ福利施設ノ特ニ改善スベキ點
- 7 鑛山ノ食糧問題トシテ解決策
- 8 我が鑛山ノ隣組活動トシテ改善策

- 9 我が鑛山ノ鑛業報國會ノ活動狀況トシテ強化策
 - 10 私ガ鑛山經營者デアツタナラ改善策
 - 11 我ガ鑛山ノ經營上ノ組織トシテ運管ノ改善策
 - 12 鑛山勞働ノ重要性及神聖性ヲ世人ニ認識セシメル諸方策
 - 13 福岡鑛山監督局福岡地方鑛山部會ヘノ希望
- 一、論文ノ枚數
隨意タルモ原稿用紙ハ四百字詰ノモノヲ使用スルコト
- 一、應募資格
鑛業所各課職員
- 一、締切
十二月十五日消印
(但シ十二月十五日ノ消印アルモノハ有效トス)
- 一、審査機關
福岡鑛山監督局、福岡地方鑛山部會

- 一、賞金
入選作ニハ五拾圓乃至參拾圓ノ賞金又ハ記念品ヲ贈呈ス
- 一、發表方法
鑛業報國會新聞紙上ニ掲載ス
- 一、應募上ノ注意事項
- 1 前掲種題目中ヨリ隨意ニ題目ヲ選定シ執筆スルコト 但シ二題目以上ヲ執筆スルコトハ一題目毎ニ原稿ヲ別綴ニスルコト
 - 2 應募者ハ氏名、勤務鑛山名、職名、鑛山ニ勤務セル最初ノ年月、住所ヲ明記スルコト、發表ノ場合筆名ヲ使用セントスルモノハ筆名ヲ記入シ置クコト
 - 3 論文ノ著作權ハ本部會ニ歸屬シ發表ノ際ハ多少訂正スルコトアルベシ
 - 4 應募論文ハ封筒ニ「應募論文」ト朱書スルコト
 - 5 應募論文ハ一切返却セズ

若松驛開設五十周年記念日を迎へて

若松 澤七 田中 宗治



若松驛が出来て五十年、過般この記念式典が盛大に舉行されたが、左記はこの記念日に際しての田中若松驛長の感想で特に請ふて掲載することにした。

今日の若松の發展は言ふまでもなく石炭のお蔭であるが、それにしても

五十年前の若松の人士の中に早くもこれに目をつけて、鐵道を若松まで引張つた具眼の士がゐたことに對し驚かざるを得ないのである、當時筑豊鐵道當局では直方から眞直ぐに蘆屋へ鐵道をひけば遠賀川を渡る勞が省けると言ふので、その豫定であつたが蘆屋ではこれを蹴つてしまつたやうに聞いてゐる、何でも機關車の煤煙が畑の作物に悪いとか何んとか云ふ理由であつたと言ふがそれだけではなかつたかも知れない。

今にして考へればこれこそ若松、蘆屋興亡の分れ目であつた。鐵道が敷かれると同時に築港會社が出来て港灣施設を備へ、石炭輸送は年一年と拍車を加へて行つた。恰も東京と横濱とに鐵道が敷かれて相共に榮えた如くである。鐵道施設は

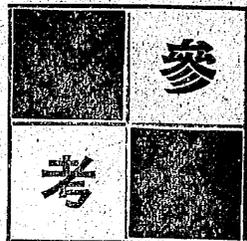
若松繁榮の緒とも言へるであらう、しかし緒とはなつたがこれに併せて前記の築港會社、石炭關係者の不斷の努力があつたればこそ今日の發展を見たのである。謂はゞ鐵道、築港會社、石炭業者この三位一體が今日の若松を作つたのである。

今や時局の進展と共に若松驛並に若松港は石炭の基地として大いに取上げられ、殊に英米の資産凍結によつて石油が我が國に來なくなるとこれに代はるものは石炭を措いて外に無しと言ふことになり、若松の重要性は益々強調せられて來た。鐵道省も關門に次いで若松驛を重視し、何はおいても若松驛の整備強化だけはと言ふ氣構へであるが恐らく各方面においても若松を重要地とするに吝かでないと思ふ、將來船腹の不足に際會するやうなことがあつても若松が筑豊炭田の大部分の石炭を取扱ふことは絶対に疑ひないと信ずる、私共は先般若松驛開設五十周年の記念式典に參列するの榮を擔つたが、我等全驛員一致團結してよく先人の衣鉢をつぎ職域奉公の識をつくさねばならぬと決心した次第であつた。殊に五十年の間には少からざる犠牲者もあつたし我等粉骨碎身努力をしなければそれらの人々に對しても誠に濟まない。

次に若松の將來について述べよう、私はこう考へてゐる、現在の若松はこの筑豊炭田のやうな大きな炭田を控えてゐながら、たゞ石炭を積出して阪神地方に送つてゐる、それは非常に結構であるが、ある程度はこの石炭基地で消化するやうにした。即ち若松を化學工業地帯にしたいと思ふのである、これは絶対に必要である、例へば英國のランカシャー地方、獨逸のルール地方の如き何れも石炭基地即化學工業地帯である、あの重い石炭をわざわざ船に積んで運ぶのはこの輸送の輻輳してゐる今日無駄ではないかとつくづく考へる。しかしこれも一朝一夕に出来ることではないが若松の將來を考へるときこれはどうしても實現して欲しい事である、既に二島の日産化學の液体燃料工場、それからこれは若松ではないが八幡の製鐵所や日本化成等化學工業の工場もあるけれども、まだくもつと澤山の工場を出來したいのである、私の前任地は大牟田であるが、大牟田には御承知の三井の炭坑がある、出炭の多い點では日本有數の炭山であらう、

しかもその大部分は地元で工業化し製品として送り出してゐるのである、若松も大炭田を有してゐるのであるから化学工業を興せば輸送の無駄が省けると將來東亞共榮圏の基地として地理的に恵まれてゐる關係上製品の輸出或は輸入共に非常な便利を得ることとなる。恰かも五十年前若松の人士が逸早く石炭に目をつけて鐵道を引いた時のやうに現在の若松の人士の中に爛眼の人があつて、この大事業を計畫し或はこれに協力するものなきやと私は心待ちに待つてゐるのである。次に私が考へるのは輸送事務の一元化である、鐵道省はまづレールの上のみの輸送のみであるがそれを今度は船に積むすると今度は遞信省の管轄になつて来る、この間の連絡は決して圓滑とは言はれない、これはホンの一例でその他色々の機關があつて之に制肘せられて何一つやるにもなかく、難かしい。整理統合の叫ばれる今日一元化して連絡をスムーズにやることは石炭基地として最も必要ではないかと思ふのである。でなければ將來石炭輸送の滯滞を來たし、由々しき大事となりはしないかと痛感してゐるのである。

最後に私は「若松市民よ石炭を嫌ふな石炭を愛せよ」と叫びたい。ガソリンの一滴は血の一滴に相當し石炭の一塊は肉の一塊に相當すると言はれてゐる。殊に石炭に依つて生れた若松市民は石炭を嫌つてはいけない。寧ろ石炭の中に暮らすを名譽と思ひ少し位汚くても我慢しなければならぬと思ふ。最近日本發送電會社の降灰問題が取沙汰されてゐる。無論灰が降らぬやうな設備をするに越したことはないがこの設備をすることは必要である。しかし住民も多少はこれを忍ぶ氣持が無くてはならぬ、若し若松市民が汚いとか煤煙が降るとかの理由で化学工業の發達を拒否するやうであれば若松の前途は行きどまりだと考へて差支へあるまい、五十年前の蘆屋を想起すれば思ひ半ばに過ぎるものがあらう。



石炭統制會設立近し

統制會對する閣議申合せ

政府は統制會の健全なる方法發達を期するとともにこれが設立を促進せんがため十月十四日の閣議において左の通り申合せを行った。

- 一、閣令による産業の指定は網羅的にこれをなさず重點的に逐次統制會毎にこれをなすこととする。
- 二、統制會の主管官廳は原則として當該統制會を構成するものの事業を主管する官廳とす、但し他の官廳はそれぞれの所管に應じその所管事項の範圍内において統制會を指揮監督することを得るものとすること例へば石炭統制會については商工省が主務官廳となり石炭の勞務部門に

ついでには厚生省はその主管のある勞務の範圍で石炭統制會を監督する

- 三、統制會を構成するものにより生産せられたるもの需要者の事業を主管する官廳に對し當該統制會の主管官廳は豫じめ左の事項につき協議することとす、なほその製品が一定の需業者に専用せられる場合はおいては製品の配給はその需業者の事業を主管する官廳の所管とす

- (イ) 製品の需給統制に關する事項
- (ロ) 製品の價格統制に關する事項
- (ハ) 製品の品質規格性能に關する製造業者の技術指導に關する事項

四、統制會會長はこれを民間業者より任命することとし一定の待遇を與ふ、ただし原則として他の職務に従事することを認めざる方針をとる

五、統制會會長に對しては出來得る限り廣汎なる權限の委任を行ふものとし直に當該産業部門別計畫の範圍内にて行ふ實施に關する事項などにつき權限の委任をなすとともに當該産業の整備確立に關し必要なる措置を講ずるに必要なる權限を附與す、なほ資金の統制、會社經理の統制に關しても一定の範圍内において速かに統制會の會長に對し、權限の委任を考慮す

六、當該産業に關する各種の計畫の立案、法令の制定などについては出來得る限り統制會會長にこれを諮問し、その協力參畫をなさしむ

七、當該業者に對し政府より命令をなす場合においては原則として統制會會長を経由することとするともに當該業者より政府に對し許認可を申請し届出をなしましたは必要なる資料を提出する場合においては必ず統制會會長を

經由することとす、右の場合において統制會會長はこれに意見を附し政府に上申することを得ることとす

八、統制會の整備に伴ひ官廳機構の整理縮少を行ふ

石炭統制會要綱決定

統制會單獨加入社及び地區統制組合加入社の選定も大體終り役員も二三を除いて殆んど内定、準備は全く成つた。今はたゞ産業指定の閣令を待つのみである、設立要綱左の如し。

一、單獨加入社年産卅萬トン以上の鑛業權者及び日本石炭會社の廿四社（三井鑛山、三菱鑛業、北海道炭礦汽船、貝島炭礦、日産化學、日鐵鑛業、住友鑛業、明治鑛業、古河鑛業、沖ノ山炭礦、雄別炭礦鐵道、麻生鑛業、東邦炭礦、太平洋炭礦、東見初炭礦、杵島炭礦、磐城炭礦、入山採炭、大正鑛業、昭和鑛業、昭和電工、大日本炭礦嘉種鑛業、及び日本石炭）

一、石炭鑛聯、北海道石炭同交會、常磐炭鑛聯、宇部石炭鑛

聯、互助會、西部石炭鑛聯、筑豊採炭組合などは全部解散する、筑豊採炭組合は斤先掘業者の團體であるが、斤先掘業者にして鑛業權者にあらざるものは統制組合に加入せしめない、また統制會及び統制組合の會員は鑛業權者のみとし實際業務を行はない不在鑛業權者は會員として認めない

一、互助會、北海道石炭同交會、常磐炭鑛聯、宇部石炭鑛聯、西部石炭鑛聯の各共販會社は北海道石炭統制組合、仙臺地方石炭統制組合、東京地方石炭統制組合、山口石炭統制組合、北九州石炭統制組合、西九州石炭統制組合の六統制組合會員を以てし、それら石炭共販會社を新たに設立し日本石炭と抱括的販賣契約を結ぶ、但し大阪地方石炭統制組合は日本石炭直接扱とし共販會社を設立せず

一、石炭統制會役員

會長 松本 健次郎 (日炭社長)
理事長 植村 甲午郎 (元企畫院次長)

理事生産部長 茂野 吉之助 (日炭事務理事)

配給部長 瀨尾 健二 (日炭統制部長)

資材部長 七瀬 善吉 (三菱鑛業調査部長)

技術部長 (未定) 三井鑛山より

管理部長 (未定) 商工省より勅任級轉出

一、石炭統制組合理事長

北海道 林 敬一 (北海道石炭同交會)

仙臺地方 古賀 春一 (常磐炭鑛聯會長)

東京地方 (仙臺地方石炭統制組合理事長兼任)

西九州 中野 敏雄 (西部石炭鑛聯會長)

北九州 (未定)

山口 梶本 吾市 (宇部石炭鑛聯會長)

大阪 川勝 庸吉 (日炭大阪支店長)

會長詮衡委員内定

石炭統制會の會長は目下日本石炭社長松本健次郎氏が確定的であるが手續上商工大臣の指名したる詮衡委員がこれ

を推薦、大臣の認可を要することになつてゐるので、商工省では過般來、右委員を詮衡中であつたがこのほど次の十二氏が大体内定をみた

川島三郎 (三井鑛山株式會社)
河手捨二 (三菱鑛業株式會社)
島田勝之助 (北海道炭礦汽船株式會社)
山本平八 (石炭鑛業五助會)

中野敏雄 (西部石炭鑛業聯合會)
梶本吾市 (宇部石炭鑛業聯合會)
古賀春一 (常磐炭礦聯合會)
林敬一 (北海道石炭同交會)
松本健次郎 (日本石炭株式會社)
渡邊剛二 (沖ノ山炭礦株式會社)
淺野平八 (磐城炭礦株式會社)

昭和十六年度下半年期石炭價格決定

本年度下半年期石炭價格は二十五日の日本石炭參與會、二十七日の價格形成委員會の二つの關所を経て決定、販賣價格の方は十月一日より實施を見たが、大体上半期水準に據置きとなつてゐる。

日本石炭株式會社參與會

日本石炭では九月二十五日午前十一時東京帝國ホテルにおいて參與會を開催、燃料局から東燃料局長官、津田石炭部長、入江炭政、多田炭業兩課長ならびに各參與委員出席

左記議題につき諮問、異議なくこれを承認した。
一、日本石炭十六年度下半年期石炭買入價格および販賣價格設定基本要綱
二、日本石炭十六年度下半年期石炭買入標準價格表の件

三、日本石炭十六年度下半年期石炭販賣價格に關する件

買入販賣價格は原則として十六年度上期の方針を踏襲するが、さきに決定した規格改正に伴つて炭價を改正したなほ製鐵用原料炭、ガス發生爐炭およびこれに準ずる石炭の優遇ならびに一般高級炭(六千カロリー以上)に對しても特別の措置を講ずること、たゞし常磐炭宇部炭は五千七百カロリー以上を優良炭と認めた。

從來の複雑多様な石炭標準規格を整理し百六十二規格から六十八規格に縮少すると共にこれが規格に應じて買入價格及び販賣價格を設定した。

買入價格

(イ) 新石炭標準規格による買入標準價格は昭和十六年度上期における買入標準價格の水準においてこれを決定する
(ロ) 原料用炭及び瓦期發生爐用炭については從來補償金の加算が優先的に認められトン當り二圓とされてゐたが、今回は二圓五十錢に増額した、なほ一般用炭については從來は六千カロリー以上のものに限り一圓の補償を行つてゐたが、今回は更に一般用炭、中宇部炭、常磐炭については五千七百カロリー以上のものについても一圓の補償を行ふこととした。

販賣價格

販賣價格は買入豫定石炭の總價格をブールして算出したものに會社の手數料及びブール平準割當金を加算して算出

價格形成委員會石炭特別部會

價格形成中央委員會では九月廿七日午前九時半より商工省日比谷分室に第三回石炭特別部會(部長八田嘉明氏)を開催、昭和十六年度下期における日本石炭株式會社の石炭買入價格及び販賣價格設定基本要綱、買入標準價格、販賣價格、販賣建値價格及び販賣業者の販賣價格をそれ、決定、商工大臣に答申したが、今回決定をみた日炭下期石炭買入價格及び販賣價格設定基本要綱は本月六日公布され十月一日から實施される石炭品位取縮規則の改正に即應して

するが、ブールに際しては原料用炭及び五期發生爐用炭（原料用及び五期發生爐用として配給せらるゝものに限る）の販賣価格は昭和十六年度上期通りとす。また今回決定された石炭公定價格設定要綱は左の通り

(一) 十六年度上期の方針を踏襲し日本石炭株式會社の販賣價值價格の種類に應じ府縣別に定むる事但し六大府縣に付ては商工大臣、其の他の地方に付ては夫々の地方長官において指定すること

(二) 販賣業者の諸掛（解賃、自動車賃、荷役賃等）及び店費口錢に付ては前期と同額とすること、但し諸掛の申必を要し得ざる部分に付ては追加すること。

鑛業報國祭（福鑛局管内）

精魂を傾けて鑛物増産に奮闘する鑛業戰士の武運長久と鑛業報國會の發展を祈願する福岡鑛山監督局ならびに福岡地方鑛山部會の鑛業報國祭は十月十日午前十時から福

岡市の官幣大社宮崎宮で福鑛局と鑛山部會役員ならびに管内九州、山口各鑛山事業主、勞務者代表者百余名、來賓として小川西郡朝日新聞社計畫課長、同横井福岡支局長ら參列のもとに執行、嚴かな神事ののち福鑛局岡田總務部長から鑛物増産を誓ふ堂々たる宣誓があり祭主中村福鑛局長以下總務、監理各部長、事業主代表長崎縣鑛務所長木下英夫氏、勞務者代表鯛生鑛山新原虎藏氏ら玉串奉奠あつて報國祭を閉じた。

ついで福鑛局が稼働力の増強を計るため全國に率先して考案した「皆勤曆」の實施成績優秀鑛山十五鑛山に對する同局および朝日新聞社の晴れの表彰式を境内繪馬堂で舉行中村局長の式辭ならびに表彰狀授與ののち、小川同社計畫課長の挨拶があり譽の同社寄附の優勝旗は猶崎福鑛局監理部長から鑛山代表の皆勤鑛業戰士の手に、また褒狀は小川同社計畫課長から各事業主代表に授與され事業主代表三井田川鑛業所長太田光久氏の答辭があつて鑛業報國精神を盛り上げ意義深き式を閉じ午後一時から座談會を催し、この

日九州、山口の各鑛山でもそれ／＼山の報國祭が營業業日本にの逞しい意氣を地底に充滿させた。（口繪參照）

石炭配給調整規則改正

臨時措置法に基づく石炭配給調整規則は昨年八月公布施行以來二回の改正を経て現在に至つたが、商工省では更に一段と石炭大口需要の消費規正を徹底し、且つ小口需要向の配炭統制を強化するため、令回右規則を九月廿日附を以て改正し、十月一日より施行した、但し左の要綱中六は來年一月一日、同七は十一月一日より實施の筈でまた右規則の改正に伴ひ石炭の全國小賣團體は本年中に整備を見る筈である。

（法令欄參照）

改正要點

- 一、常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者は、商工大臣が期間を定めてその石炭の使用數量を指定した場合（特定工業に對し）當該期間中、その數量を超えて石炭を使用することが出来ない、つまり特に指定された工場は一定期間貯炭して置かねばならぬわけである。
- 二、地方長官の指定した石炭の小賣業者の團體又は石炭の

販賣業者を社員若は株主とする會社は、毎年上期及び下期における當該指定小賣團體及びその團體員、社員又は株主たる石炭の販賣業者の取扱に係る石炭の小賣計畫を設定し、右販賣計畫により販賣を許可するが上期のものに付ては三月廿日までに、下期のものに付ては九月廿日迄にこれを地方長官に提出すること、これを變更した場合も同様である。

三、地方長官は前號の小賣計畫の變更を命ずることが出来る。

四、石炭の生産業者、輸入業者又は移入業者は、月額二百噸以下の石炭の販賣に付ても、新たに日本石炭の交付する販賣指圖書に依らしめる。

五、指定仲買團體の團體員は月額五十噸以下の石炭の販賣に付ても、當該指定仲買團體の交付する販賣指圖書に依らねばならぬ、但し前二號による場合と雖も、月額五十噸以下の賣渡先に對しては、日本石炭、指定仲買團體又は指定小賣團體は販賣通知をする必要がなくなつた。

六、石炭の仲買業者又は小賣業者にして、指定仲買團體又は指定小賣團體の團體員に非ざるものゝ石炭の販賣は地方長官の許可を受けさせることとし、右の許可は月額三應以上（従來は二百應以上のものに付き商工大臣の許可を要した）の石炭販賣に付きこれを受けさせる。

七、帳簿記載事項及び報告書の提出を簡單ならしむること即ち従來生産業者が日炭へ提出する報告書は一月毎となつてゐたが、今回はこれを四半期毎とし、日炭が商工省に提出する報告書に對しても従來は一月毎となつてゐたのを半年毎に改正した。

石炭博物館

若松文化會の首唱で北九州の石炭基地にふさはしい石炭博物館が近くお目見得する、昔石炭のことを五平太と呼んでゐたところから今日まで黒い寶とともに歩いてきた若松の發達史を物語るかす／＼の參考資料のほか名だたる筑

豊の各山元から掘り出された石炭が港頭を経て積出されるまでの過程を實物模型によつて興味深くパノラマ式に展示しようといふわけ、經費は現物出資その他をひつくるめぐつと十萬圓で大手筋はじめ各石炭關係業者で引受けることとなつてをり、目下若松市中央部に敷地を物色中である、肝煎役の久我征二郎氏は

若松の街は石炭によつて出來たし、この石炭博物館を通じて石炭發達のあとを偲びたい、今日わが國炭界の大立物はみな若松には思ひ出の土地だし、筑豊石炭鑛業會はじめ各方面でも非常に乗り氣で聲援をうけてゐるので實際内容的な立派なものにしたと語り、また炭界側でも「大いに結構なことだ、ぜひ一日も早く實現さして欲しい」とはやくも得難い參考資料や實物模型出陳のうれしい申し出があつてゐる。（大毎）

東條新内閣の陣容

内閣總理大臣	陸軍大臣	外務大臣	拓務大臣	大藏大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農林大臣	商工大臣	逓信大臣	鐵道大臣	厚生大臣	國務大臣	兼企畫院總裁	情報局總裁	内閣書記官長	法制局長官	
東條英機	東條英機	東鄉茂徳	賀屋興宣	嶋田繁太郎	岩村通世	橋田邦彦	井野碩哉	岸信介	寺島健	小泉親彦	鈴木貞一	谷正之	星野直樹	森山銳一	從三、勳一	從三、勳二	從四、勳三	
前陸軍大臣	前陸軍大臣	前駐ソ大使	元大藏大臣	北支開發總裁	横鎮長官	前司法大臣	前文部大臣	前農林大臣	元商工次官	浦賀船渠社長	前厚生大臣	元企畫院總裁	前外務次官	前企畫院總裁	從三、勳二	從三、勳三	從四、勳三	
岩手	岩手	鹿兒島	廣島	東京	東京	高知	鳥取	東京	山口	和歌山	福井	千葉	熊本	東京	明三八陸士	明四三陸士	明四三陸士	
明三八陸士	明三八陸士	明四一東大文	大六東大法	明三七兵學校	明四三東大法	明四一東大醫												

商工省異動

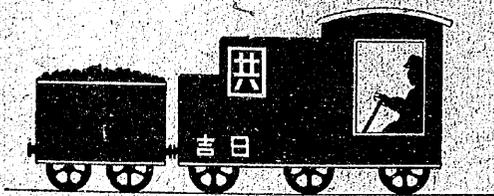
任 商工次官	總務局長 椎名悦三郎	任 札幌鑛山監督局長	化學局無機課長 久保喜六
任 總務局長	兼調查課長 神田 暹	任 大阪鑛山監督局長	鑛産局總務課長 細川政之助
任 鑛産局長	燃料局石炭部長 津田 廣	任 商工次官	小島新一
任 振興部長	札幌鑛山監督局長 豊田雅孝	任 化學局長	永田彦太郎
任 特許局長	産局長 鈴木英雄	任 振興部長	堀義臣
任 燃料局長	鐵鑛局長 小金義照	任 特許局長	大貝晴彦
命 燃料局石炭部長事務取扱	企畫院調査官 菱沼 勇	任 燃料局長	東 榮二
任 貿易局長	大阪鑛山監督局長 山口 喬	任 物價局長	牧 楯 雄
任 貿易局第一部長	貿易局長 石黒武重	依願免本官(各通)	

炭 坑 訪 問

(四の其)

日吉炭坑

清 風 生



車關機池電の坑炭吉日

今から十五年前、私は嘉穂郡大隈町に住んでゐた。その當時大隈町の名物(?)は馬鐵であつた、大隈の驛前から大隈の町まで小一里の距離を、毎日十數回、レール上の客車を馬が引張つて往復してゐた。料金は十二錢、殆んど満員であつたやうに記憶してゐる。

日吉炭坑も、その頃積込場の大隈驛まで馬鐵を利用して炭を運んでゐたし、馬鐵は大隈の名物と言つてよかつたらう。

約二年の後私は大隈を去つて他の地に移り住んだ、そして風のたよりに大隈の馬鐵は廢止になつたと聞いた。その後社用で大隈に行つて見たら、既にレールは取り拂はれ、その後が細い道になつてすつと町まで續いてゐて、田籠本

社重役宅の後の方で縣道工事が始まつてゐた。しかし日吉炭坑の馬鐵は、相變らず眞黒い無煙炭を一ばい積んで盛んに動いてゐた。

ところが最近になつてまた風のたよりに、日吉炭坑の馬鐵は廢止になつたと聞いた。私は先の客馬鐵の廢止と同様にどうと言ふ感じはなかつた。しかしたゞ馬鐵の代りに何が登場してゐるかと言ふことには心惹かれてゐた。で、今度行つて見て始めて馬鐵の代りに、電池機關車が十箇位の炭車を引張つて颯爽と活動してゐるのを見たのである。石段やら坂やらをクネ〜と登つたところに事務所があ

る、見晴らしはあまりよくない。

「日吉炭坑は大正十一年九月十八日の創業でしてね。」
と江島さんは語る。

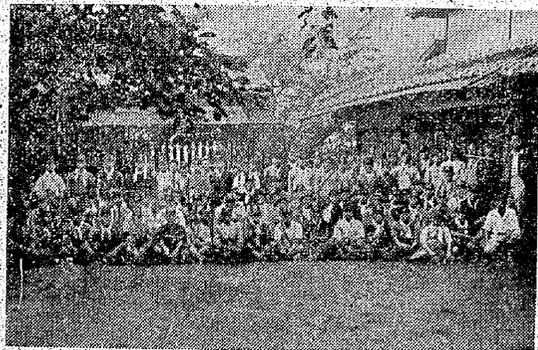
大正十一年といへばもう二十年近い、道理で何となく炭坑自体が落ちついてゐる

「この炭坑労働者は非常に異動が少く、創業當時の人が殆んど全部現在まで務めてゐます、従つて貯金の額も大したもので、一人で数千圓を貯めてゐる者は珍しくないでせう」

この話を私は十五年前にも聞いた、十五年前も現在も全く同じと見える。

「労働者の募集も積極的によらない方針です、事業の擴張に要する人は今の労働者の保送によつて雇入れることに大体なつてゐます。」

事變前はそれでも一時雇入を中止した事があるそうだが、毎月全労働者の割は異動し、一年経たない中に全部の労働者が入れ替つて了ふ勘定になると言ふので福鏡局ではこの異動



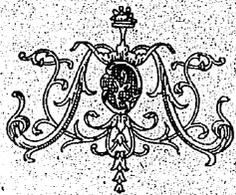
防止に大重の態だが、筑豊の一角にはこんな所もあるのだ。「労働係がたつた一人しかゐない事も、他の所には珍らしいと思ひます。お互ひ労働者諸君が話し合つて仕事をし

て行くのでこの大人数ですが、たつた二人の労働係員で間に合つてゐるわけですよ」
全く珍らしい話を聞くものである、女の労働者も澤山居るしそれにたつた一人の労働係とは。しかし創業當時の人々が大勢居るのだから、自然と全鏡一家の氣風を作つてしまつてゐるのである。

「目下、會館の建築を急いでゐます、今年一ぱいには出来上るでせう、又掘鑿機を四ヶ注文してゐますよ、福利施設も追々完備して來ました」

江島さんの話を感心して聞いた私は、眼を告げるとまた、いくつもの石段や坂を下つて歸つて行つた。

日吉炭坑は近年、無煙炭の外に有煙炭も出るやうになつたと云ふ。(了)



法令

石炭配給調整規則中改正

商工省令第八十四號 (昭和十六年九月三十日公布)

第三條ノ二 常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ハ商工大臣期間ヲ定メ其ノ石炭ノ使用數量ヲ指定シタルトキハ當該期間中其ノ數量ヲ超エテ石炭ヲ使用スルコトヲ得ズ

第七條ノ三 石炭ノ販賣業者ノ團體又ハ石炭ノ販賣業者ヲ社員若ハ株主トスル會社ニシテ地方長官ノ指定シタルモノ(以下指定小賣團體ト稱ス)ハ毎年上期及下期ニ於ケル當該指定小賣團體及其ノ團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ノ取扱ニ係ル石炭ノ小賣計畫ヲ定メ上期ノモ

ノニ付テハ三月二十日迄ニ、下期ノモノニ付テハ九月二十日迄ニ之ヲ地方長官ニ提出スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第八條第二項中「配給計畫ノ明細表」ノ下ニ「又ハ小賣計畫」ヲ加フ

第九條中「又ハ指定仲買團體」ヲ、「指定仲買團體又ハ指定小賣團體」ニ改メ「配給計畫ノ明細表」ノ下ニ「若ハ小賣計畫」ヲ加フ

第十條第一項中第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號トス

第十一條第三項中「指定仲買團體」ノ下ニ「又ハ指定小賣團體」ヲ、「當該指定仲買團體」ノ下ニ「又ハ指定小賣團體」

ヲ加ヘ同條同項第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 日本石炭株式會社ノ交付スル販賣指圖書ニ依リ石炭ヲ賣渡ストキ

同條第二項中「指定仲買團體」ノ下ニ「又ハ指定小賣團體」ヲ

「配給計畫ノ明細書」ノ下ニ「若ハ小賣計畫」ヲ加フ

第十二條中「又ハ指定仲買團體」ヲ、「指定仲買團體又ハ指

定小賣團體」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス

法人タル組合ニ對スル賣渡數量ガ一月五十噸、使用者ニ

對スル賣渡數量ガ工場、事業上其ノ他ノ使用場所毎ニ一

月五十噸ヲ超エザルトキハ之ヲ適用セズ

第十三條中「若ハ配給計畫ノ明細表」ヲ、「配給計畫ノ明細

表若ハ小賣計畫」ニ、「商工大臣」ヲ「地方長官」ニ、「二

百應」ヲ「三應」ニ改ム

第十四條第一項中「商工大臣」ヲ「地方長官」ニ改ム

第十五條第一項中「第七條第一項ノ規定ニ依ル商工大臣ノ

指定」ノ下ニ「又ハ第七條ノ三ノ規定ニ依ル地方長官ノ指

定」ヲ加ヘ、「之ヲ商工大臣ニ提出スベシ」ヲ「第七條第

一項ノ規定ニ依ル商工大臣ノ指定ヲ受ケントスルモノニ

在リテハ商工大臣ニ、第七條ノ三ニ依ル地方長官ノ指定

ヲ受ケントスルモノニ在リテハ主タル事務所ノ所在地ヲ

管轄スル地方長官ニ之ヲ提出スベシ」ニ改メ同條第二項

中「指定仲買團體」ノ下ニ「又ハ指定小賣團體」ヲ加ヘ、「之

ヲ商工大臣ニ届出ツベシ」ヲ「指定仲買團體ニ在リテハ商

工大臣ニ、指定小賣團體ニ在リテハ地方長官ニ之ヲ届出

ツベシ」ニ改ム

第十六條第一項中「商工大臣」ヲ下ニ「又ハ地方長官」ヲ、

「第七條第一項」ノ下ニ「又ハ第七條ノ三」ヲ、「當該指定

仲買團體」ノ下ニ「又ハ指定小賣團體」ヲ、「配給計畫」ノ

下ニ「又ハ小賣計畫」ヲ、同條第二項中「指定仲買團體」ノ

下ニ「又ハ指定小賣團體」ヲ、「配給計畫」ノ下ニ「又ハ小

賣計畫」ヲ、「第七條第一項及第二項」ノ下ニ「又ハ第七條

ノ三」ヲ、「商工大臣」ノ下ニ「又ハ地方長官」ヲ、同條第

三項中「指定仲買團體」ノ下ニ「又ハ指定小賣團體」ヲ、

「當該指定仲買團體」ノ下ニ「又ハ小賣指定團體」ヲ、「配給計畫」ノ下ニ「又ハ小賣計畫」ヲ加フ

第十七條第一項第二號及第二號中「銘柄別」ヲ「種類別」ニ、「氏名名稱及住所」ヲ「氏名又ハ名稱」ニ、同條同項第三號中「銘柄別及賣渡先」ニ於ケル用途別ヲ「種類別」ニ、「氏名名稱及住所」ヲ「氏名又ハ名稱」ニ、同條同項第四號中

「賣渡先」ニ於ケル用途別數量及價格並ニ賣渡先ノ氏名名稱及住所」ヲ「賣渡先ノ氏名又ハ名稱」ニ改ム

第十八條中「又ハ指定仲買團體」ヲ、「指定仲買團體又ハ指定小賣團體」ニ改ム

第十九條第一項中「毎月二十日迄」ニ前月中ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告書」ヲ

「毎年一月一日ヨリ三月三十一日、四月一日ヨリ六月三十日、七月一日ヨリ九月三十日及十月一日ヨリ十二月三十一日」ニ至ル期間ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及種類別數量ヲ記載シタル報告書ヲ當該期間經過後二十日以内

ニ「改メ同條第三項中「指定仲買團體」ノ下ニ「又ハ指定

定」ヲ加ヘ、「之ヲ商工大臣ニ提出スベシ」ヲ「第七條第

一項ノ規定ニ依ル商工大臣ノ指定ヲ受ケントスルモノニ

在リテハ商工大臣ニ、第七條ノ三ニ依ル地方長官ノ指定

ヲ受ケントスルモノニ在リテハ主タル事務所ノ所在地ヲ

管轄スル地方長官ニ之ヲ提出スベシ」ニ改メ同條第二項

中「指定仲買團體」ノ下ニ「又ハ指定小賣團體」ヲ加ヘ、「之

ヲ商工大臣ニ届出ツベシ」ヲ「指定仲買團體ニ在リテハ商

工大臣ニ、指定小賣團體ニ在リテハ地方長官ニ之ヲ届出

ツベシ」ニ改ム

第十六條第一項中「商工大臣」ヲ下ニ「又ハ地方長官」ヲ、

「第七條第一項」ノ下ニ「又ハ第七條ノ三」ヲ、「當該指定

仲買團體」ノ下ニ「又ハ指定小賣團體」ヲ、「配給計畫」ノ

下ニ「又ハ小賣計畫」ヲ、同條第二項中「指定仲買團體」ノ

下ニ「又ハ指定小賣團體」ヲ、「配給計畫」ノ下ニ「又ハ小

賣計畫」ヲ、「第七條第一項及第二項」ノ下ニ「又ハ第七條

ノ三」ヲ、「商工大臣」ノ下ニ「又ハ地方長官」ヲ、同條第

三項中「指定仲買團體」ノ下ニ「又ハ指定小賣團體」ヲ、

小賣團體」ヲ加ヘ「毎月二十日迄」ニ前月中ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告書」ヲ

「第一項ニ掲グル期間ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及種類別數量ヲ記載シタル報告書ヲ當該期間經過後二十日以内」ニ改メ「當該指定仲買團體」ノ下ニ「又ハ指定小賣團體」ヲ加フ

第二十條 日本石炭株式會社ハ毎年上期及下期ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及種類別數量ヲ記載シタル報告書

並ニ前條第一項ノ規定ニ依リ提出アリタル上期分及下期分ノ報告書ヲ取纏メ上期分ニ在リテハ十一月三十日迄ニ

、下期分ニ在リテハ五月三十一日迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

指定仲買團體又ハ指定小賣團體ハ毎年上期及下期ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及種類別數量ヲ記載シタル報告書並ニ前條第三項ノ規定ニ依リ提出アリタル上期分及

下期分ノ報告書ヲ取纏メ上期分ニ在リテハ十二月三十日迄ニ、下期分ニ在リテハ五月三十一日迄ニ之ヲ商工大臣

及日本石炭株式會社(指定小賣團體ニ在リテハ地方長官)
ニ提出スベシ

附 則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
但シ第十三條及第十四條ノ改正規定ハ昭和十七年一月一日
ヨリ、第十九條ノ改正規定ハ昭和十六年十一月一日ヨリ、
第二十條ノ改正規定ハ同年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十五年八月一日商工省令第五十七號
石炭配給調整規則抄錄

第八條第二項 地方長官必要アリト認ムルトキハ配給計畫
ノ明細表ヲ變更ヲ命ズルコトヲ得

第九條 日本石炭株式會社又ハ指定仲買團體ハ商工大臣ノ
認可ヲ受ケタル配給計畫又ハ地方長官ニ提出シタル配給
計畫ノ明細表ニ依ルニ非ザレバ石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ

第十條第一項 日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ石
炭ヲ買受ケタル者又ハ指定會社ノ社員若ハ株主タル石炭

ノ生産業者ハ日本石炭株式會社ノ交付スル販賣指圖書ニ
依ルニ非ザレバ日本石炭株式會社又ハ指定會社ヨリ買受
ケタル石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此
ノ限リニ在ラス

一 左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ賣渡ストキ
(左記略ス)

二 前號ニ掲グル石炭ノ賣渡數量ヲ除クノ外販賣業者又
ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル
賣渡數量ガ一月二百噸、使用者ニ對スル賣渡數量ガ工
場、事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ一月二百噸ヲ超エザ
ルトキ

第十一條第一項 指定仲買團體ノ團體員、社員又ハ株主タ
ル石炭ノ販賣業者ハ當該指定仲買團體ノ交付スル販賣指
圖書ニ依ルニ非ザレバ石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ
掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ賣渡ストキ
(左記略ス)

二 前號ニ掲グル石炭ノ賣渡數量ヲ除クノ外販賣業者又
ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル

賣渡數量ガ一月五十噸、使用者ニ對スル賣渡數量ガ工
場、事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ一月五十噸ヲ超エザ
ルトキ

第十二條 日本石炭株式會社又ハ指定仲買團體販賣指圖書
ヲ交付シタルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ販賣指圖
書ニ記載シタル賣渡先ニ通知スベシ通知シタル事項ヲ變
更シタルトキ亦同ジ

(左記略ス)

第十三條 石炭ヲ販賣スル者ハ第九條、第十條第一項又ハ

第十二條第一項ノ規定ニ依リ配給計畫若ハ配給計畫ノ明
細表又ハ販賣指圖書ニ依リ賣渡ス場合及石炭配給統制法
第一條ノ規定ニ依リ賣渡ス場合(同條第二號但書ニ掲グ
ル場合ヲ含ム)ヲ除クノ外商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非
ザレバ石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此
ノ限ニ在ラス

一 左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ賣渡ストキ
(左記略ス)

二 前號ニ掲グル石炭ノ賣渡數量ヲ除クノ外販賣業者又
ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル
賣渡數量ガ一月二百噸、使用者ニ對スル賣渡數量ガ工
場、事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ一月二百噸ヲ超エザ
ルトキ

第十五條第一項及第二項 石炭ノ販賣業者ノ團體又ハ石炭
ノ販賣業者ヲ社員若ハ株主トスル會社ニシテ第七條第一
項ノ規定ニ依ル商工大臣ノ指定ヲ受ケントスルモノハ左
ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ニ規約又ハ定款ヲ添附
シ之ノ商工大臣ニ提出スベシ
(左記略ス)

指定仲買團體前項各號ニ掲グル事項又ハ規約若ハ定款ヲ
變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ
第十六條第一項乃至第三項 商工大臣第七條第一項ノ規定
ヲ爲ス場合ニ於テハ當該指定仲買團體ニ付第一回ノ配給

計畫ノ始期及終期並ニ其ノ提出期限ヲ定メ之ヲ告示ス
指定仲買團體ハ第一回ノ配給計畫ニ付テハ第七條第一項
及第二項ノ規定ニ拘ラズ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ定
ムル所ニ依ルベシ

第十一條第一項ノ規定ハ指定仲買團體ノ團體員、社員又
ハ株主タル石炭ノ販賣業者ガ當該指定仲買團體ノ第一回
ノ配給計畫ノ始期ノ前日迄ニ石炭ヲ賣渡ス場合ニ付テハ
之ヲ適用セズ

第十七條 石炭ノ生産業者、輸入業者、移入業者又ハ販賣
業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 生産シ輸入シ移入シタル石炭ノ銘柄別數量
- 二 買受ケタル石炭ノ銘柄別數量及價格、約定及受人ノ
年月日並ニ買受先ノ氏名名稱及住所
- 三 賣渡シタル石炭ノ銘柄別及賣渡先ニ於ケル用途別數
量及價額、約定及引渡ノ年月日、引渡場所並ニ賣渡先
ノ氏名名稱及住所
- 四 毎月末ニ於ケル銘柄別及場所別貯炭數量

石炭ヲ十噸未満賣渡シタル場合ニ於テハ前項第三號ノ
賣渡先ニ於ケル用途別數量及價額並ニ賣渡先ノ氏名名
稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第十九條第一項及第三項 日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目
的ヲ以テ石炭ヲ買受ケタル者又ハ指定會社ノ社員若ハ株
主タル石炭ノ生産業者ハ日本石炭株式會社又ハ指定會社
ヨリ買受ケタル石炭ニ付毎月二十日迄ニ前月中ニ賣渡ラ
爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告
書ヲ日本石炭株式會社ニ提出スベシ

第二十條 日本石炭株式會社ハ毎月十五日迄ニ前前月中ニ
賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタ
ル報告書並ニ前條第一項ノ規定ニ依リ提出アリタル前前
月分ノ報告書ヲ取纏メ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
指定仲買團體ハ毎月末日迄ニ前月中ニ賣渡ヲ爲シタル石
炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告書並ニ前條
第二項ノ規定ニ依リ提出アリタル前月分ノ報告書ヲ取纏
メ之ヲ商工大臣及日本石炭株式會社ニ提出スベシ

勞務統制委員會官制

勅令第八百七十三號 (昭和十六年九月二十二日公布)

第一條 勞務統制委員會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問
ニ應ジテ國民ノ徵用、學校卒業者使用ノ制限、青少年雇
入ノ制限、國民職業能力ノ申告及工場事業場技能者ノ養
成其ノ他勞務ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組
織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ
置クコトヲ得

第三條 會長ハ厚生次官ヲ以テ之ヲ充ツ

委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ左ニ掲グル者ノ
中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

- 一 關係各廳高等官
 - 二 學識經驗アル者
- 前項第二號ニ掲グル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期

ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ
解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ厚生大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ
代理ス

第五條 厚生大臣ハ必要ニ依リ委員會ニ部會ヲ置キ其ノ所
掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部會ニ部會長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之ニ當
ル部會ニ屬スベキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス
委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部會ノ決議ヲ以テ委員會ノ
決議ト爲スコトヲ得

第六條 委員會ニ專門委員ヲ置クコトヲ得

厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於
テ之ヲ命ズ

專門委員ハ會長ノ命ヲ承ケ專門ノ事項ヲ調査ス

第七條 委員會ニ幹事ヲ置ク厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ
於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 委員會ニ書記ヲ置ク厚生大臣之ヲ命ス
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工場事業場技能者養成委員會及青少年雇入制限委員會官制
ハ之ヲ廢止ス

統制團體登記取扱手續

司法省令第七十九號 (昭和十六年九月二十五日公布)

第一條 國家總動員法第十八條ノ規定ニ依リ設立セラレタ
ル團體ニシテ左ニ掲グルモノノ登記取扱手續ハ本令ノ定
ムル所ニ依ル

一 重要産業團體令ニ基ク統制組合

二 港灣運送業等統制令ニ基ク地區別團體

第二條 統制團體登記簿ハ附錄第一號様式ニ依リ地方裁判

所長ニ於テ之ヲ調製スベシ

第三條 受附帳ハ附錄第二號様式ニ依リ毎年之ヲ調製スベ
シ

第四條 行政區畫又ハ土地ノ名稱ノ變更アリタルトキハ登
記官吏ハ登記用紙中變更欄ニ新舊ノ名稱及變更アリタル
旨ヲ記載シ之ニ捺印スベシ

第五條 本令ニ依ル登記ヲ爲スニハ囑託行政官廳又ハ裁判
所ノ名稱ヲモ記載スベシ

第六條 商業登記取扱手續第十條、第十三條乃至第二十二
條、第二十六條乃至第三十條、第三十二條乃至第三十六
條、第三十八條乃至第四十四條、第四十六條、第四十七
條、第六十五條第一項、第七十條、第七十二條及第七十
八條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (附錄省略)

賃金統制令施行規則中改正

厚生省令第四十五號 (昭和十六年九月二十五日公布)

第十三條中「及第十二條第二項」ヲ削リ左ノ二項ヲ加フ

令「第十一條第二項ノ賃金ハ前項第一號及第三號乃至第

六號ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

第十七條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ認可ノ申請書ニハ様式第七號ニ依リ其ノ申請ニハ
最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺
帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添付スベシ
第一項ノ認可ノ申請ニハ前項ニ依ルノ外基準總額ヲ超ユ
ル理由ヲ證明スルニ足ル資料並ニ認可ヲ受ケントスルニ
時間平均賃金算出ノ方法及其ノ基礎トナル資料ヲ具スベ
シ

第二十四條ノ二 令第十五條及第十六條ノ認可ハ其ノ認可
ノ日ヨリ一年以内ニ於テ失效ノ期限ヲ附スルモノトス
第二十五條ノ二 雇傭主令第十七條ノ認可ヲ受ケタルトキ

ハ認可アリタル昇給ノ規程ニ依リ其ノ賃金ヲ増スベキ勞
務者ニ對スル一回ノ昇給額ノ其ノ勞務者ニ對スル平均額
ハ其ノ昇給ノ規程ニ定ムル一回ノ昇給標準額ヲ超ユルコ
トヲ得ザルモノトス

第二十五條ノ三 令第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ規
定ニ依リ認可ヲ受ケタル賃金ニハ第二十一條各號ニ掲グル
モノヲ含マザルモノトス

第三十五條中其ノ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニシテ
削除ス

第三十六條中第一項乃至第三項ヲ左ノ如ク改ム

賃金臺帳ハ個人票、總括票、特別手當臺帳、生産臺帳及
昇給臺帳トス
個人票及總括票ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ
場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ達シタル日ヨリ
三十日以内ニ之ヲ作成シ其ノ様式ハ常時三十人以上ノ勞
務者ヲ雇傭スル工場、鑛山ニ在リテハ様式第十六號及第
十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ

在リテハ様式第十八號及第十九號ニ依ルベシ
特別手當臺帳ハ第二十一條第一號ノ手當ヲ支給スルニ至
リタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ同號ノ手當ノ種類
毎ニ手當ヲ受クル勞務者ノ氏名、男女別、年齢及其ノ手
當額ヲ記載スベシ

生産臺帳ハ令第十五條ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ三十日以
内ニ之ヲ作成シ一定ノ勞務者ニ支拂フ賃金ニ付單位生産
量ニ對スル額ヲ定メタル生産品ノ毎月ノ生産量又ハ毎賃
金締切期間ノ生産量ヲ記載スベシ

昇給臺帳ハ令第十七條ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ三十日以
内ニ之ヲ作成シ認可アリタル昇給ノ規程ノ適用アル勞務
者ノ氏名、男女別、初給賃金額(同條ノ認可アリタル際
現ニ雇備セラルル者ニ付テハ當時支給スル賃金)、昇給
期日及昇給額ヲ記載スベシ

第三十七條 賃金臺帳ノ記入ハ個人票、特別手當臺帳及生
産臺帳ニ在リテハ毎月ノ賃金、第二十一條第一號ノ手當
又ハ生産量ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ總括票ニ在リテハ

毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金
ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲シ昇給臺帳ニ在
リテハ毎昇給期ノ昇給額ヲ昇給期ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲
スベシ

第四十一條中「第三十六條第二項」ヲ「第三十六條第六項」ニ
改ム

様式第十七號賃金臺帳(總括票)中備考(2)ノ次ニ左ノ如ク加
フ

(8) 令第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ認可ヲ受ケタ
ルトキハ本臺帳ハ賃金ノ總額ニ付令第十四條ノ制限ヲ
受クル勞務者、其ノ者ニ支拂フ賃金ニ付令第十五條ノ
認可アリタル勞務者、請負單價又ハ請負歩合及賃金算
定方法ニ付令第十六條ノ認可アリタル請負賃金制ニ依
ル賃金ヲ以テ雇備スル勞務者又ハ令第十七條ノ認可ア
リタル初給賃金及昇給ノ規程ニ依リ雇入レ又ハ其ノ賃
金ヲ増スベキ勞務者ニ付各別ニ作成スルコト

附 則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十五年十月十九日厚生省令第四十六號
賃金統制令施行規則抄録

第十三條 令第十二條第二項及第十一條第二項ノ賃金ハ左
ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

一 一月ニ付當該勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ規
定ニ依リ定ムル標準報酬日額ノ二分ヲ超エザル精勤
手當

二 就業十時間ヲ超ユル早出若ハ残業又ハ深夜若ハ休日
ノ就業ニ對スル歩増

三 前二號ノ外厚生大臣ノ指定スル手當

四 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク

五 賞與

六 臨時ノ給與

第十七條 同一ノ工場、事業場ニ於テ令第十四條第一項各
號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ヲ常時三十人以上ヲ雇備

スル雇備主ハ令第十四條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ
認可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ認可ノ申請書ハ様式第七號ニ依ルベシ
當該工場、事業場ニ於ケル男女及年齢別一時間平均賃金
ノ實績ガ時期ニ依リ著シク異ナルトキハ前項ノ申請ニハ
申請前一年(二年ノ實績ナキトキハ其ノ實績アル期間)ノ
賃金總額計算期間若ハ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ
之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第三十五條 令第十九條ノ雇備主ハ同一ノ工場、事業場
事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇備スル勞務者ノ數ガ十
人ニ達シタルトキハ其ノ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以
内ニ賃金臺帳ヲ作成シ勞務者ノ賃金ヲ記載スベシ但シ日
日雇入ルル勞務者ノ賃金ハ記載ノ限ニ在ラズ

第三十六條第一項乃至第三項 賃金臺帳ハ個人票、總括票
及特別手當臺帳トス

個人票及總括票ノ様式ハ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇備
スル工場礦山ニ在リテハ様式第十八號及第十七號、其ノ

他人ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ様式第十八號及第十九號様式ニ依ルベシ

第一項ノ特別手當臺帳ニハ第二十一條第一號ノ手當ノ種類毎ニ手當ヲ受クル勞務者ノ氏名、男女別、年齢及其ノ手當額ヲ記載スベシ

第三十七條 賃金支拂ニ關スル賃金臺帳ノ記入ハ個人票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付特別手當臺帳ニ在リテハ毎月ノ第二十一條第一號ノ手當ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ總括票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

第四十一條 地方長官第二條第三號ノ承認又ハ第六條第四項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第二項若ハ第三十六條第二項ノ許可ノ申請書ヲ受理シタル後三十日以内ニ其ノ申請事項ニ關シ雇傭主ニ對シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキハ其ノ期間満了ノ日ニ於テ申請事項ニ付承認又ハ許可ヲ發スベシ

ハ許可アリタルモノトス申請事項ニ關スル照會ニ對スル回答書ヲ受領シ又ハ申請事項ニ關シ雇傭主ニ通知ヲ發シタル後三十日以内ニ申請事項ニ關シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキ亦同ジ

國民職業能力申告令中改正

國民職業能力申告令中改正

勅令第九百二十一號 (昭和十六年十月十四日公布)

第二條中「帝國臣民タル男子」ヲ「帝國臣民」ニ改メ同條ニ左ノ但書ヲ加フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年二月七日公布勅令第五號

國民職業能力申告令抄錄

第二條 職業能力ニ關スル事項ノ申告(以下申告ト稱ス)ハ本令施行地内ニ居住スル年齢十六年以上五十年未満ノ帝國臣民タル男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ(以下要申告者ト稱ス)ニ付之ヲ爲サシムルモノトス

國民職業能力申告令施行規則中改正

厚生省令第五十號 (昭和十六年十月十六日公布)

第二條ノ二 女子ニシテ令第二條第一號乃至第五號ニ該當スルモノハ同條第六號ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者トシテ要申告者タルノ場合ヲ除クノ外同條但書ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スコトヲ要セズ

附 則

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

厚生省令第五十一號 (昭和十六年十月十六日公布)

昭和十五年十月厚生省令第四十三號國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特別ニ關スル件中左

ノ通改正シ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五條中「二十日以内」ヲ「十日以内」ニ改ム

第十條中「及第五條」ヲ「第五條及第七條」ニ改ム

〔參照〕

昭和十五年十月十九日厚生省令第四十三號抄錄

第五條 市町村長ハ申告期限後二十日以内ニ要申告者ヨリ

申告票ヲ取纏メ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長

ニ之ヲ提出スベシ

第十條 令第三條中使用者ニ關スル規定並ニ國民職業能力

申告令施行規則第四條及第五條ノ規定ハ第一條ノ要申告

者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

厚生省告示第四百六十二號

(昭和十六年十月十六日公布)

昭和十五年十月厚生省告示第三百二十二號左ノ通改正ス

一年齡十六年以上四十年未満ノ男子ニシテ左ノ各號ニ該

當セザルモノ

(一) 國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號該當

者

- (一) 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者
- (二) 兵役法第四十一條ノ勅令ノ定ムル學校ニ在學スル者

二 年齢十六年以上二十五歳未満ノ女子ニシテ左ノ各號ニ該當セザルモノ

- (一) 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)アル者
- (二) 大學、高等師範學校、專門學校、師範學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾啞學校、臨時教員養成所、實業學校教員養成所、青年學校教員養成所又ハ女子學習院ニ在學スル者

〔参照〕

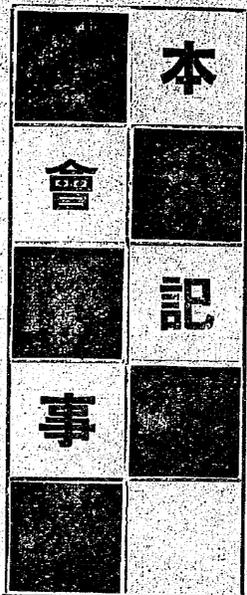
昭和十五年十月十九日厚生省告示第三百二十二號ハ國民職業能力申告令第二條第六號ニ依ル指定ノ件ナリ

厚生省告示第四百七十九號

昭和十六年十月二十八日公布

昭和十六年十月厚生省告示第四百六十二號中改正

第二號ノ二中「高等女學校」ヲ下ニ「專門學校入學者檢定規程第十一號ニ依ル指定學校ヲ含ム」ヲ加フ



▲ 互助會協議會

本會では、石炭統制會、統制組合設立等重要問題に關し總會を開いて、會員に報告する筈であつたが、質疑應答の徹底をはかるため、總會に代ふるに地方部會を以てすることになり、左の日程により出張所管轄毎に地方部會を開いた。

- 十月六日 博多商工會議所
- 十月七日午前 直方市鑛業俱樂部
- 十月七日午後 飯塚市吉原町公會堂
- 十月八日 後藤寺町公會堂



十月十一日

佐世保市萬松樓

本部より武内專務、八代支配人、風戸總務始め富岡、赤司、藤江、秋吉、鍋島、山下、安西、橋本、吉賀、正野各部課長出席した。
尙、特に地元の各重役の出席もあり盛會を極めた。

経過報告事項

- 一、石炭統制會設立ニ關スル経過ノ概要
- 二、斤先業者ニ對スル今後ノ取扱ニ關スル件
- 三、統制會事務開始豫定ト現指定會社(互助會石炭株式會社等)事務取扱期間ニ關スル件

四、統制會設立ニ伴フ互助會並互助會石炭今後ノ方針ニ關スル件

五、今後ニ於ケル指定會社直賣問題

六、互助會石炭販賣統制組合ノ件

七、揚地市場ニ於ケル仲買業者統制會社ノ共同仕入及代行

仕入ノ件

八、其他重要事項

ヲ催ス。右終了後第一課ニ於テ十六年下期日石提出書類ノ一部變更ト更ニ追加書類ノ配布ヲ各課ニ行フ。

▲資材部

坑木委員會

十月二十八日午前十一時より若松商工會議所に於て開催

本部より町田課長、森本係長、炭坑側より笹井委員外全委員出席

一、坑木價格一部更訂ニ關スル件

一、坑木規格標準化ニ關スル件

一、坑木運搬機船用重油特配陳情ニ關スル件

一、坑木代金支拂方法改善ニ關スル件

等に付き協議を行つた。

先づ町田課長より

「坑木供出組合聯合會より目下要求中のものにて、値上要求の焦點は、五尺以下の小徑木を六尺並の値に、十尺以上の坑木を相當値に格上げせよと云ふにある、

▲業務部

第一課、第三課では左記の日程により部會を開いた。

十月

業務三課 業務一課

十一日 飯塚部會 吉原町公會堂 出席丹生 久保、合田

十三日 上嘉穂部會 上山田商業組合 // //

十四日 田川部會 後藤寺町役場 // 久保、竹内

十五日 西川部會 遠賀出張所 // //

十六日 遠賀部會 香月町役場 // //

各部會ノ各々關係炭坑ニ對シ拾壹月分貨車査定審議協議會

斯のよう要求は今始まつた事ではなく、實に困つた問題である。

最初に炭礦と坑木商とで自治的に坑木協會を設立したが、その當時からあつた問題で炭礦側としても採炭上重要資材であるため之が圓滑なる入荷を希望するの餘り、眞剣に協力して來たのであるが少くとも中小炭礦に於ては入荷に決して圓滑にならなかつたし今後も期待出來な

So。

それで當會としては

一、値上要求の理由の一つとして努力資材物資の不足輸送力の減退等を擧げて居るが、臨戰體制一切が國家の要求の線に統制強化されつゝある以上どの部門も同じ悩みであつて獨り坑木生産者のみの問題ではなく此を以て値上要求の理由としては困る。(勿論これが充足について協力の必要はある)

二、結果的に見て要求の焦點が供出圓滑の點と一致しない

So。

三、此の問題は或る點に於ては農林省、或る點に於ては

日本社と生産者との間に於て解決す可きもので需要者

としては餘り「タッチ」し過ぎる事は却つて弊害がある

四、若し交渉するとしても交渉す可き基礎なしに交渉を

持つ事は、結局彼等の云ひ分を支持する以外道の無い

事になり、これを繰返すことは、彼等をこの反覆常無

き要求をこの統制下相當なりと誤認せしめ又は既に誤

認せしめた事になり統制上、炭坑側が今後供出上の交

渉に當つて得策ではな

五、炭礦側が斯る値上に其の都度坑木商を支持し要求す

ることは統制そのもの、基礎を危険にし、結局統制以

前の混亂に還元させる惧がある

六、炭價据置の折柄徒らに採炭資材の昂騰を支持するこ

とは甚だ不可である。

との理由によりこの問題に對し意示表示をなさぬこと

にした

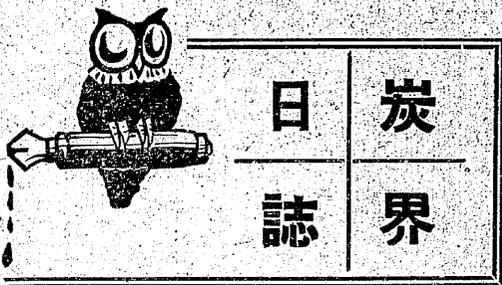
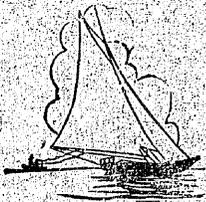
寧ろ斯う云ふ事に頭を悩ますより、他のもつと將來性

のある有効な方法を考究する事が此の際却つて得策と思ふが如何—

と述べたのに野見山委員より「全くこの話は附におちぬところが多い、もし値上をするやうなれば値上による差額は日本社が生産者に拂ふやうにするのが當然だ、現在日本石炭が炭の價の差額を生産者に拂つてゐるがそれと同様である日本石炭も日本木材統制會社も殆んど同性質のものである、又需要者側も希望するからと言つて坑木の値上を當局が認めるものならば需要者も希望すると言ふ理由の下に石炭についても値上を認めねばならぬ筈だ。因果關係にある石炭と坑木に於て一方は認め一方は認めないと言ふことはあり得ないと信する—

と意見の開陳があり注目をひいた、結局互助會はこの問題については黙つて見送り別に何等の意見表示をなさず静觀することになつた。第三項重油特配陳情の件については意義なく可決第四項代金支拂方法の件に關しては手形による

支拂をやめ現金を以つて支拂ふことに決定した、尙議團外として炭礦物資聯の専門委員の選任の件を取上げこれは事務當局一任となつた。



日五十月十至 日十二月九自
生井福

九月二十三日 (火)

九月二十四日 (水)

九月二十五日 (木)

△日本石炭株式會社參與會が開かれた

九月二十六日 (金)

△石炭鑛業聯合會では理事會を丸ノ内中央亭に開催した

九月二十七日 (土)

△價格形成委員會石炭部會開催、石炭下期買入販賣價格を決定答申した

九月二十八日 (日)

九月二十九日 (月)

△古田慶三氏は日本石炭株式會社の顧問に押された

九月三十日 (火)

△石炭配給調整規則が改正された

十月一日 (水)

△石炭小口需要者にも半減配給を行

ふことになつた

石炭の重點配給を目指し商工省では十月から本年度下半期には不要不急方面の供給をぐつと引締めるべく、月使用量八百五十噸未満の小口需要についても昨年の実績の約半分に制限することとなり各地方長官に通牒を發し一日から實施した

この石炭の配給方法は道、府、縣から仲買團體(販賣統制會社)を通じ小賣團體に産業別、用途別に配給數量割當てを行つて配給されるが重要工場、風呂屋、病人、老人、子供のある家庭などは非必要な方面には不自由させないため各地方事情に應じて特殊な優先的配給方法が行はれるはずである。すでに各地の販賣統制會社で基礎調査として昨年の実績調査をはじめである

十月二日 (木)

十月三日 (金)

十月四日 (土)

△武内本社専務歸社

十月五日 (日)

△馬園子炭礦開發に滿洲國が着手し

九月二十日 (土)

九月二十一日 (日)

九月二十二日 (月)

△福岡縣特高課では嘉穂郡大隈署と協力、半島稼働者の二齊調査を行ひ密航者を檢舉した

た
 満洲に於ける鐵の増産は昭和製鋼所における世界最初の浮遊選鐵により劃期的増産が期待され、それに要する製鐵用炭の増産計畫が滿洲國政府により考究されてゐたが熱河省興隆縣馬圈子炭礦が最も製鐵用として有望なことを確認、滿洲國政府では第二次五ヶ年計畫としていよいよ大々的に開發に着手することゝなつた
 同炭礦は承德から八十キロ、埋藏量三億五千萬トンといふ形大なもので炭質は粘結性瀝青炭で製鐵用としては最適、現在滿炭が一昨年より採掘に着手してゐるが年産十萬トンを出してコークス用炭としてゐる
 治安狀況が悪いのと搬出が困難なために従來小規模な開發が行はれて來たが最近治安もよくなりまた滿鐵でも明年これが埋藏量調査の計畫をしてをり同炭礦の開發は滿洲における鐵増産に一エボックを劃するものとして大いに注目されてゐる

十月六日 (月)
 △本日より三日間に亘つて出張所毎に本會の協議會を開いた

十月七日 (火)
 △滿洲より輸入石炭は十月に廻り四圓引上と決定した

十月八日 (水)
 △福岡鑛山監督局新築敷地が決定した

十月九日 (木)
 △池尾日本發送電株式會社總裁が日産遠賀鑛業所を視察した

十月十日 (金)
 △福岡鑛山監督局管内鑛業報國祈願祭が執行された

十月十一日 (土)
 △若松重油汽船組合では石炭船の航行につき研究中である

石炭の海上輸送に最少限度の燃料で最大の運送能率を擧げようとする研究は進んで海の潮流と海風の探究にまで押し擴げられ鋭い科學のメスが揮はれることゝなつた
 海上航行は潮流と海風によつて船足の速度と燃料の消費量が著しく相違するといはれ

てゐるが九州炭輸送に特殊の使命を荷ふ若松重油機船組合では機帆船の一馬力當り石炭輸送量の擴大をはかるには船の研究から更に潮と風を取り上げこれを活用することになつたもので石炭の大消費地たる阪神に輸送するに當つて瀬戸内海では關門からの上げ潮と鳴戸からの上げ潮が廣島縣尾ノ道沖合の音戸で恰度ぶつかるとに着眼し石炭基地ミナト若松を上げ潮にかけて出帆満潮時に音戸に到着するやうにするとこれからは下げ潮を利用する名案に思ひつき最大効果を收めるべく目下調査検討中であるが速度と燃料節約の一石二鳥案は重量の軽い機帆船では特に効果著しいものがあらうと期待されてゐる尙海風についても帆まへ船の利用方法も研究されてゐる

十月十二日 (日)
 十月十三日 (月)
 十月十四日 (火)
 △政府は統制會に關する閣議申合せを發表した
 十月十五日 (水)

石炭採掘權設定並ニ移轉

(九月中)

石炭採掘權設定

採掘番號	所 在 地	面 積	鑛 業 權 者
山口 五四八	美禰郡東厚保村伊佐町大嶺町	三七二、五〇〇	松 重 繁 二
佐賀 四六九	西松浦郡黒川村	一、〇〇〇、〇〇〇	三 崎 友 一
// 四七〇	西松浦郡東山代村二里村	九九七、〇〇〇	大伊万里炭礦株式會社
石炭採掘權移轉			
採掘番號	所 在 地	新 鑛 業 權 者	舊 鑛 業 權 者
福岡 七八二	田川郡彦山町添田町	行武 善兵衛	井浦 武三郎
// 七七二	鞍手郡古月村劍村	池 本 甚 平	松 尾 三 藏

福岡	山口	長崎	佐賀	//	//	//	長崎	//	//
一三八一	三九一	五三四	一八七	五二二	四二三	三四九	五三一	一三八六	五七五
遠賀郡折尾町	美禰郡大嶺町	北松浦郡佐々村	西松浦郡黒川村	北松浦郡佐々、吉井村	西彼杵郡大串村	宇部市	北松浦郡佐々村	嘉穂郡山田町	嘉穂郡碓井町
大正鑛業株式會社	土屋直義	岩崎種夫	橋本房吉	新賢治	堤滿弘外二	國吉信義	太田長市	日本炭業株式會社	//
日産化學工業株式會社	大日本炭鑛株式會社	角口菊藏	川島政一	古川尙	堤滿弘外一	今井進一	末吉役重	三菱鑛業株式會社	//
//	山田新松	菊池銈二	//	//	//	//	//	//	//

//	福岡	//	山口	//	//	長崎	//	福岡	佐賀	//
九二九	四七九	四九五	四七八	五九八	三〇五	四四	一三六七	八二三	三二六	六四
嘉穂郡碓井町大隈町	嘉穂郡大隈町	//	宇部市	//	//	佐世保市北松浦郡柚木	直方市	鞍手郡西川	東松浦郡鬼塚北波多	嘉穂郡山田町
//	久恒貞雄	//	竹口亮藏外一	//	//	安部榮	藤田徳次外一	中川啓太郎外一	日本洋瓦商事株式會社	北原長平外一
//	久恒鑛業株式會社	//	竹口亮藏	//	//	堀ウメ	藤田徳次	中川啓太郎	日本洋瓦株式會社	北原長平

編輯後記



近衛第三次内閣は「國策遂行の方途に關し閣内意見の不一致」を理由に總辭職を斷行され、陸相であつた東條英機將軍を首班とする東條新内閣が誕生した。新内閣の總理東條英機大將は申す迄もなく現役の陸軍大將であり、内相及陸相を兼擲してゐる。

國際政局の變轉常ならず臨戰体制を整え高度國防國家を完遂するには略略と軍略の一元化を圖り國策を勇敢に斷行實踐に移すことにあるは言ふまでもない。この觀點より東條新内閣は我々が多年翹望した性格の軍、政一致の理想的態形なのである。要は機に臨み

變に應じ躊躇逡巡することなく斷々乎として實踐に移す勇氣ありや否やの如何に掛つてゐる。現内閣の諸公の一人一人の顔觸れを見るとき或は大物揃ひとは申し兼ねるかも知れない。がしかし少數閣僚のガツテリしたスクラム組んだ内閣だけ大物の網羅主義より敏活迅速に事物を處理し機を逸せざるを得る點に於て新内閣に多大の期待を繋ぐものである。

戰時商工行政の難局を擔當して岸信介氏が颯爽として商工大臣の椅子に据はつた。新商相は就任早々、新聞記者

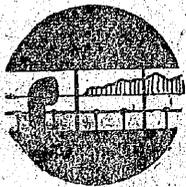
團に對し在野僅か十ヶ月余の間に於て役人生活中に夢想だもし得なかつた尊い体験から「今國民がもつとも冀求してゐる所のは産業界の向ふべき所をハツキリ明示せよ」といふことであつたと述べ「今後は商工大臣の責任に於て一旦口外しこれを表明したるところの政策は必ず如何なる障礙を排除しても實行して見せる」と頼もしい聲明である先づ當面の問題として足跡み停滞状態にある石炭統制會問題、中小商工業對策、物價問題、行政事務の再編成、夫れに豫算問題等々山積した重要問題も必ずや氏の鮮かなる施策運営の手腕により荆棘の途が切り拓かれ明朗産業界の實現を見るものと信ぜられる唯從來の如き官僚獨善の弊は一擲し業

者の心からなる協力の下、眞に軍官民一体臨戰産業態制の強化整備を、期して待つ可きものあらう事を、信じて疑はぬ。

予期してゐた如く商工省の人事大異動が發表された。商工次官に拔擢起用された椎名悦三郎氏は人も知る如く統制會産みの親ともいふ可き人、足踏み状態にある統制會設立の推進となり飛躍的實現が期待される。

一時不遇の地位にあつた小金義照鐵鋼局長が燃料局長に榮進したのは當然で、待てば海路の日和にめぐり合はせられた氏の前途を祝福するものである。

小島次官ほか二局長、三長官の首腦部勇退に伴ふて建て直された陣容は何れも新進氣鋭の士、若手揃ひのことゝて岸商相の下明朗な臨戰産業進軍譜を奏でるであらうことを祈つて置く。



互助會報・第六卷第十號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共
半年分 金壹圓八拾錢同上
一年分 金參圓六拾錢同上
料金は前金の事

昭和十六年十月廿五日印刷納本
昭和十六年十月廿八日發行

若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人 風戸道康

編輯人

若松市老松町三丁目

印刷人 森 六郎

若松市老松町三丁目

印刷所 森印刷所

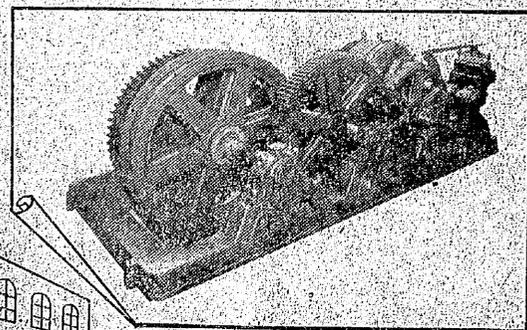
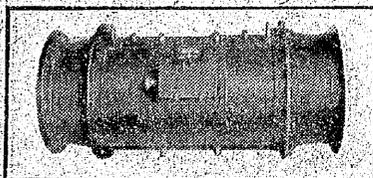
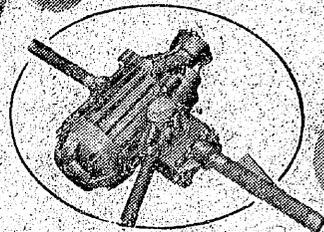
電話二〇三番

顧問若松市本町二丁目

發行所 石炭鑛業互助會

電話 三四七六番
七〇九一
七〇九二

礦山界/麒麟兒!! 好評噴々列!!!



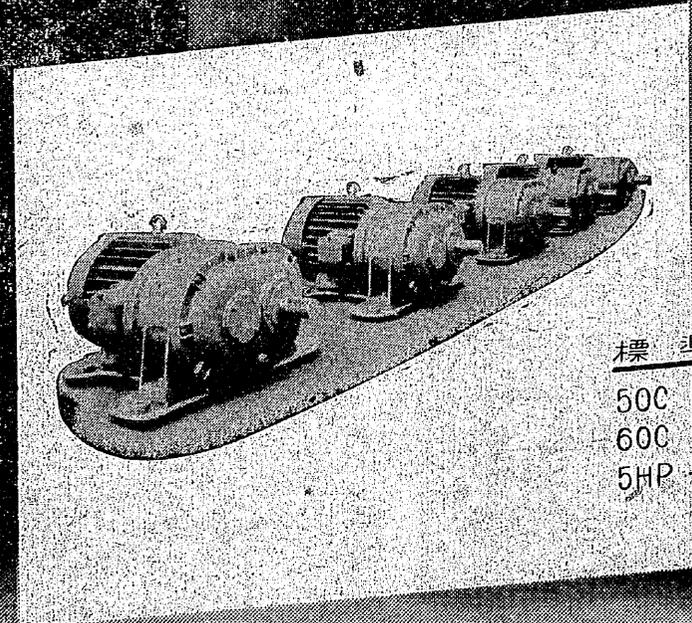
株式會社千代田製作所

石炭礦山用電機機械專門製作

型錄進呈

本店 大阪府西淀川区佃町一三番地
電話(45)代表七三五八番
東京支店 東京市神田区錦町三丁目一丁目
電話神田(25)三〇八一番
福岡支店 福岡市上小山町二番地
電話東(2)五〇五六番

炭坑用途 GMD型軌道用電動機



標準型
50C 33RPM
60C 40RPM
5HP - 25HP

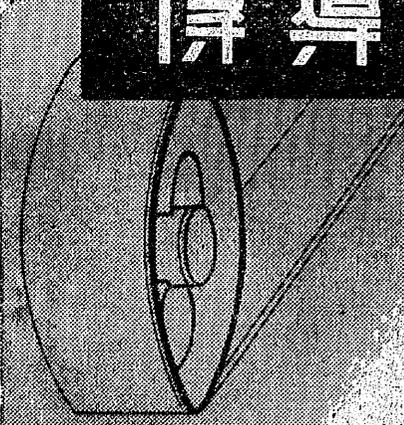
奈須野機械有限公司

大阪市此花區對込町二十三番地
電話此花(46)一四八二・一四八三・一四八四番
東京出張所 東京市京橋區木挽町六丁目二番地
電話銀座五〇四・五〇五・五〇六番
九州出張所 福岡市上吳服町五番地
電話東二四八〇・二四八一番

V型ベルト

ゴムベルト

傳導ベルト

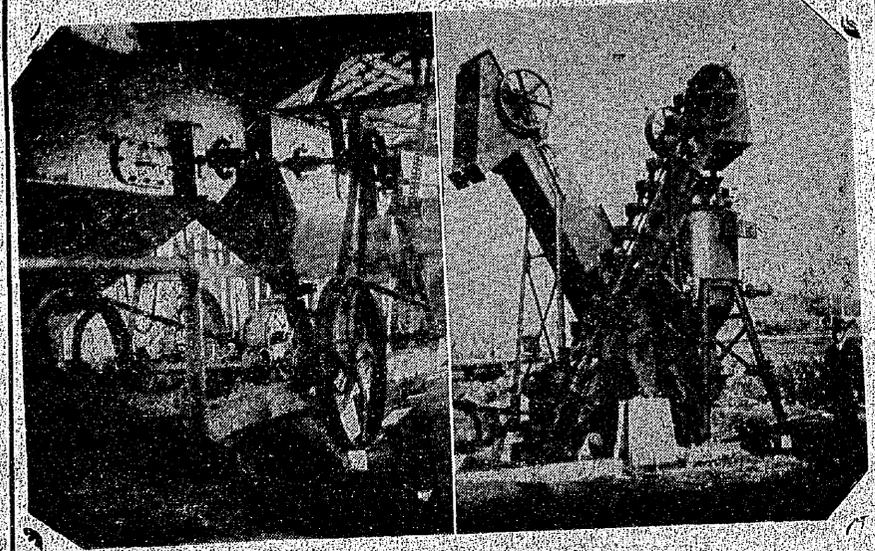


關東ゴム調帶株式會社九州營業所

福岡市博多下呉服町一番地
電話 東〇五一三番
本社營業所 東京市京橋區越前堀一ノ二
電話 二四四四・三九六一
京橋六〇七二・九二〇一
工場 東京市深川區枝川町二ノ六
電話 深川一四二九

力威新之界機洗水炭石

用採御所究研料燃省工商賜



機取採粉微式和々千許特賣專

機洗水式和々千許特賣專

長特之機本

- 一、異進昇流 吸引絶無
 - 二、選別顯著 再洗不要
 - 三、調節自在 炭種不問
 - 四、機械簡單 故障絶無
 - 五、敷地狹少 設備低廉
- (即納書贈呈)
(說明書在庫)

(設計應依頼)

所作製和々千

壽和
(番三二一話電) 町衣羽市方直縣岡福

最高級 最高馬力用 日本一品質

印フレイキライニング

(在庫品豊富)

フレイキライニングは

世界第一の評ありし英國フレイキライニングの製法と全様の動力機製品にて我國最優秀の品にして現日本の他社製フレイキライニングは其の殆ど全部が手織(人力)製なるに本マコト印は最新高圧の動力機械機製品なれば其壓縮度の緊密なる事到底手織製品の企て及ばぬ物にて特に大車物と厚身の物に於いては其差甚だしきものあり依つて高馬力の捲揚機クレンの如き機械の摩擦板としては本品の右に出る物なし。

本品は依り原料石綿及真鍮の量は手織製品に比して約35%多量に要するを以つて製品の比重又極めて高し従つて本品は他社品に比して價格又一見非常に高價なるも其耐久力の絶大なる事により最大の經濟的能率的逸品たる事を確信を以つて推奨するものなりを以て御使用を。

最高級のフレイキライニング 本品の右に出る物なし

印ニューマチックホース
アサノ式バンドブレーキ 發賣元
アサノ式OTアブテクター

マコト護謨工業所

代表者 天野 靖市郎

福岡市橋目町四六 (私書箱福岡七八號)

電報掛號受信フクカマコト 發信マコト
電話掛號 ②4678番 振替福岡16095番

出張所、代理店關係名

及其ノ取扱品名

奈須野機械有限會社九州出張所
エー・ゼー・ゴム洋行九州出張所
三和興業株式會社九州出張所
OK式500型コールドリル發賣元
株式會社直方鐵工所特約販賣店
株式會社國未製作所特約販賣店
株式會社鈴與機械製作所九州代理店
昭和カーボン工業株式會社九州代理店
合資會社鬼頭製作所九州山口代理店

精密強力工作機械
飛行機用切削工具類
自動車機械ポンプ類
電氣機械ポンプ類
鑄鋼車輪齒車製作

コンベヤーモーター 小型電氣捲揚機
エヤーホース サクシヨシホース カツプリングゴム パッキン
鑿岩機 ビックハンマー類 日立製特約販賣店
馬力一馬力 一馬力半 コールドリル
大型電氣捲揚機 各種コンベヤー 白洗管
ヒツパライ
空氣壓縮機
カーボンブラッシュ ムトリツクカーボンブラッシュ
全鋼製チエーン ブロツク並ニドロリーブロツク

樫島商會

福岡市上吳服町五番地

電話東二四八〇・二四八一番

私書函博多局第六九號

振替福岡三〇三〇二番

最高級 最高馬力用 日本一品質

印ブレキライニング

(在庫品豊富)

ブレーキライニングは

世界第一の評ありし英國フェロードブレーキライニングの製法と全様の動力機製品にて我國最優秀の品にして現日本の他社製ブレーキライニングは其の殆ど全部が手織(人力)製なるに本マコト印は最新高圧の動力機械織製品なれば其壓縮度の緊密なる事到底手織製品の企て及ばぬ物にて特に大巾物と厚身の物に於いては其差甚だしきもあり依つて高馬力の捲揚機クレンの如き機械の摩擦板としては本品の右に出る物なし。

本品は故に原料石綿及真鍮の量は手織製品に比して約35%多量に要するを以つて製品の比重又極めて高し、従つて本品は他社品に比して價格又一見非常に高價なるも其耐久力の絶大なる事により最大の經濟的能率の逸品たる事を確信を以つて推奨するものなり乞ふ御使用を。

最高級のブレーキライニング 本品の右に出る物なし



印 ニューマチックホース
アマノ式ベントスリーブ 發賣元
アマノ式C.Tプロテクター



マコト護謨工業所

代表者 天野 靖市郎

福岡市橋口町四六 (私書函福岡七八號)

電信略號受信フクオカマコトゴム 發信マ又はマコト
電話西②4678番 振替福岡16695番

精密強力工作機械
飛行機用切削工具類
自動車機械ポンプ類
電氣機械
鑄鋼車輪齒車製作

杖

島

商

會

福岡市上呉服町五番地
電話東二四八〇・二四八一番
私書函博多局第六九號
振替福岡三〇三〇二番

出張所、代理店關係名

及其ノ取扱品名

奈須野機械有限會社九州出張所
エー・ゼー・ゴム洋行九州出張所
三和興業株式會社九州出張所
OK式^{六五〇〇}型コールドリル發賣元
株式會社直方鐵工所特約販賣店
株式會社國末製作所特約販賣店
株式會社鈴與機械製作所九州代理店
昭和カーボン工業株式會社九州代理店
合資會社鬼頭製作所九州山口代理店

コンベヤーモーター 小型電氣捲揚機
エヤーホース サクシヨンホース カツプリングゴム パツキング
鑿岩機 ピツクハンマー類 日立製特約販賣店
馬力 一馬力 一馬力半 コールドリル
大型電氣捲揚機 各種コンベヤー 白洗管
ヒツパラー
空氣壓縮機
カーボンブラッシュ メトリックカーボンブラッシュ
全鋼製チエイン ブロツク並ニトロリイブロツク

營業品目

傳導用ゴムベルト
 傳導用Vベルト
 コンベヤーベルト
 ニューマチックホース
 サクシヨンホース
 ホースメンター
 布入ゴム板
 ベルトワックス
 スバイラルハッキング
 其他鑛山用ゴム製品
 プレーキライニング
 ローハイドビニオン



横濱護謨製造株式會社

代理店

波多野護謨合資會社

小倉市大阪町九番地

電話 ⑤ 032番

振替福岡2550番

昭和十三年十月七日第三種郵便物認可(毎号四十八頁発行)
 昭和十六年十月二十五日印刷納本 昭和十六年十月二十八日發行

石炭鑛業互助會報 發行所 若松市本町三丁目 石炭鑛業互助會